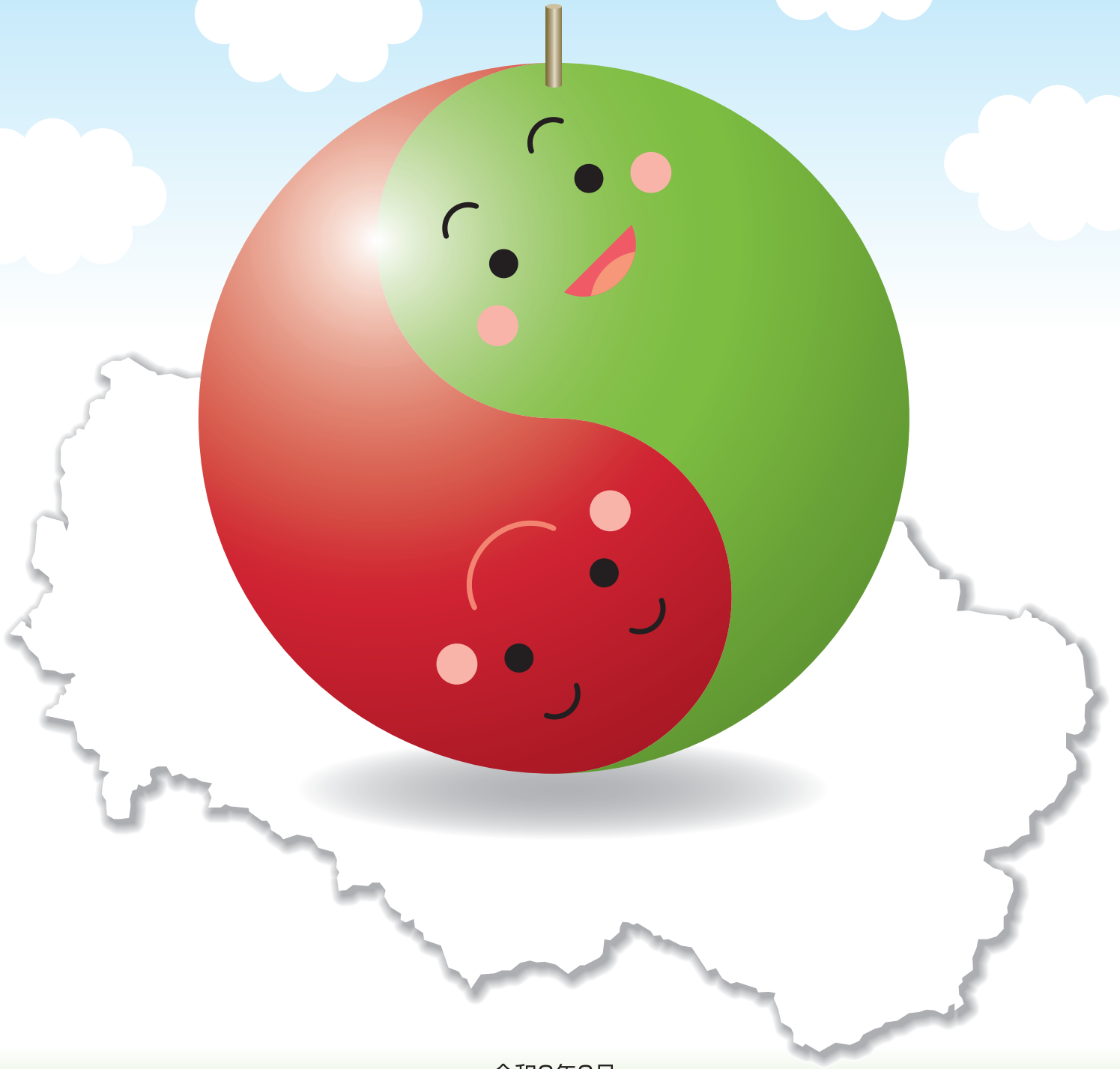


第3次

はんぶんこプラン

～世羅町 男女共同参画行動計画～



令和2年3月



広島県 世羅町

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって -----	1
【1】計画策定の社会的背景-----	1
【2】計画策定の趣旨-----	1
【3】男女共同参画社会について-----	2
【4】男女共同参画に関する国や県の動き-----	3
第2章 計画の概要 -----	5
【1】計画の位置付け-----	5
【2】計画の期間-----	6
【3】計画の策定体制-----	6
第3章 本町の現状と課題 -----	7
【1】数字でみる男女共同参画を取り巻く現状-----	7
【2】アンケート等から読み取れる現状と課題-----	14
【3】第2次計画の取組内容からみる課題と方向性-----	28
第4章 計画の考え方 -----	32
【1】めざす将来像-----	32
【2】施策体系-----	34
第5章 計画の展開 -----	35
基本目標Ⅰ 「個」を尊重しお互いを認め合うまちづくり-----	35
基本目標Ⅱ 誰もが活躍できるまちづくり（女性活躍市町村推進計画）---	37
基本目標Ⅲ 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり-----	41
第6章 計画の推進に当たって -----	44
【1】計画の推進体制-----	44
【2】計画の周知及び点検・評価-----	44
【3】数値目標-----	45
資料編 -----	46
1 世羅町はんぶんこプラン推進会議要綱-----	46
2 世羅町はんぶんこプラン推進会議委員名簿-----	48
3 男女共同参画社会基本法-----	49
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）-	52
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）---	59

第1章 計画の策定に当たって

【1】 計画策定の社会的背景

我が国においては、少子高齢化の急速な進行や晩婚化、未婚化の進行などを背景に、総人口の減少、それに伴う労働力人口の減少が危惧されています。働く女性は増加傾向にあるものの、仕事と家庭生活、子育てや家族の介護などを両立できる環境が十分に整っていないこともその要因の一つとされています。

個人の生き方やライフスタイルが多様化する今日の社会において、経済的成長を実現し社会の活力を維持していくためには、性別等にかかわらず誰もがその能力を十分に発揮できる社会や環境づくりが求められます。

国においては「働き方改革」の推進をはじめ、「女性の力」が大きな潜在力として重要視されています。しかし、働く女性における結婚や妊娠、出産などライフステージの転機における退職の慣行をはじめ、企業等における管理職など方針決定過程に就く女性の割合は依然として低く、女性の力が十分に生かされているとは言えない状況もうかがえます。また、地域社会における社会通念や慣習、しきたりの中には「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される「固定的な性別役割分担意識」が依然として根強く残っています。

これらの課題の解決に向けて、働く場をはじめ、地域社会などあらゆる場において「固定的な性別役割分担意識」を払拭し、働く意欲のある女性とそのニーズに応じて、その能力を十分に発揮できる働き方を実現していくことが重要です。

【2】 計画策定の趣旨

本町では「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」を踏まえ、平成22年3月に「世羅町男女共同参画行動計画（はんぶんこプラン）」（以下「第1次計画」と言います。）を策定し、その後、平成27年4月に見直しを行い「第2次世羅町男女共同参画行動計画（はんぶんこプラン）」（以下「第2次計画」と言います。）を策定しました。

本町では、この計画に基づき「男女共同参画社会」の形成をめざし、様々な取組を推進してきました。

第2次計画は、平成27年度を初年度とする5年間を対象期間とした計画であり、計画期間の満了に伴い、この度、新たな「第3次世羅町男女共同参画行動計画」（以下「本計画」と言います。）を策定します。

本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び広島県の「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」との整合に配慮し、第2次計画における取組の点検、評価をはじめ、町民や中高校生を対象としたアンケート調査結果に基づく町の現状等を踏まえ、本町における男女共同参画社会の実現に向けた具体的取組を示すものです。

本計画における、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」（以下「女性活躍推進法」と言います。）に基づく市町村推進計画として位置付けます。

また、生命と人権に関わる項目や、女性に対するあらゆる暴力の根絶などに関する項目については「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」（以下「DV防止法」と言います。）に基づく市町村基本計画として位置付けます。

【3】 男女共同参画社会について

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義され、その考え方にに基づき次の5つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念※】

男女の人権の尊重	●男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する。
社会における制度又は慣行についての配慮	●固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考える。
政策等の立案及び決定への共同参画	●男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。
家庭生活における活動と他の活動の両立	●男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。
国際的協調	●男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

【国・地方公共団体及び国民の役割※】

国の責務	地方公共団体の責務	国民の責務
<ul style="list-style-type: none"> ●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。 ●積極的改善措置を含む、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。 ●地域の特性を生かした施策の展開。 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている。

※内閣府男女共同参画局ホームページより作成

【4】 男女共同参画に関する国や県の動き

1 国の動向

(1) 第4次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次計画」と言います。）を策定しています。

「第4次計画」では「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」という4つの政策領域が大きな柱として示されました。

更に「女性活躍推進法」に基づき、女性の採用や登用の促進、女性が活躍しやすい環境の整備、女性の役員や管理職の育成等に向けた取組を進めていくことなどが盛り込まれています。

【第4次男女共同参画基本計画におけるめざすべき社会】

- 1 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
 - 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - 3 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
 - 4 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会
-

(2) 女性活躍の推進

「女性活躍推進法」では、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して計画を策定することとされています。また、国や地方公共団体、労働者が301人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務付けています。

更に、平成30年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）」が公布、施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則とし、国、地方公共団体の責務や目標を定める等、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。

(3) DV防止法の改正

DV防止法の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。

2 広島県の動向

広島県では、社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、平成 28 年 3 月に「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）」を策定しています。この計画においては、職場や地域における女性の活躍を推進する「環境づくり」、広報や啓発、学習機会の充実を推進する「人づくり」、暴力の根絶や安心できる暮らしの実現をめざす「安心づくり」という三つの基本的な視点に基づく取組が推進されています。また、平成 28 年 8 月には、「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 3 次）」が策定されています。

【参考／広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）の施策体系】

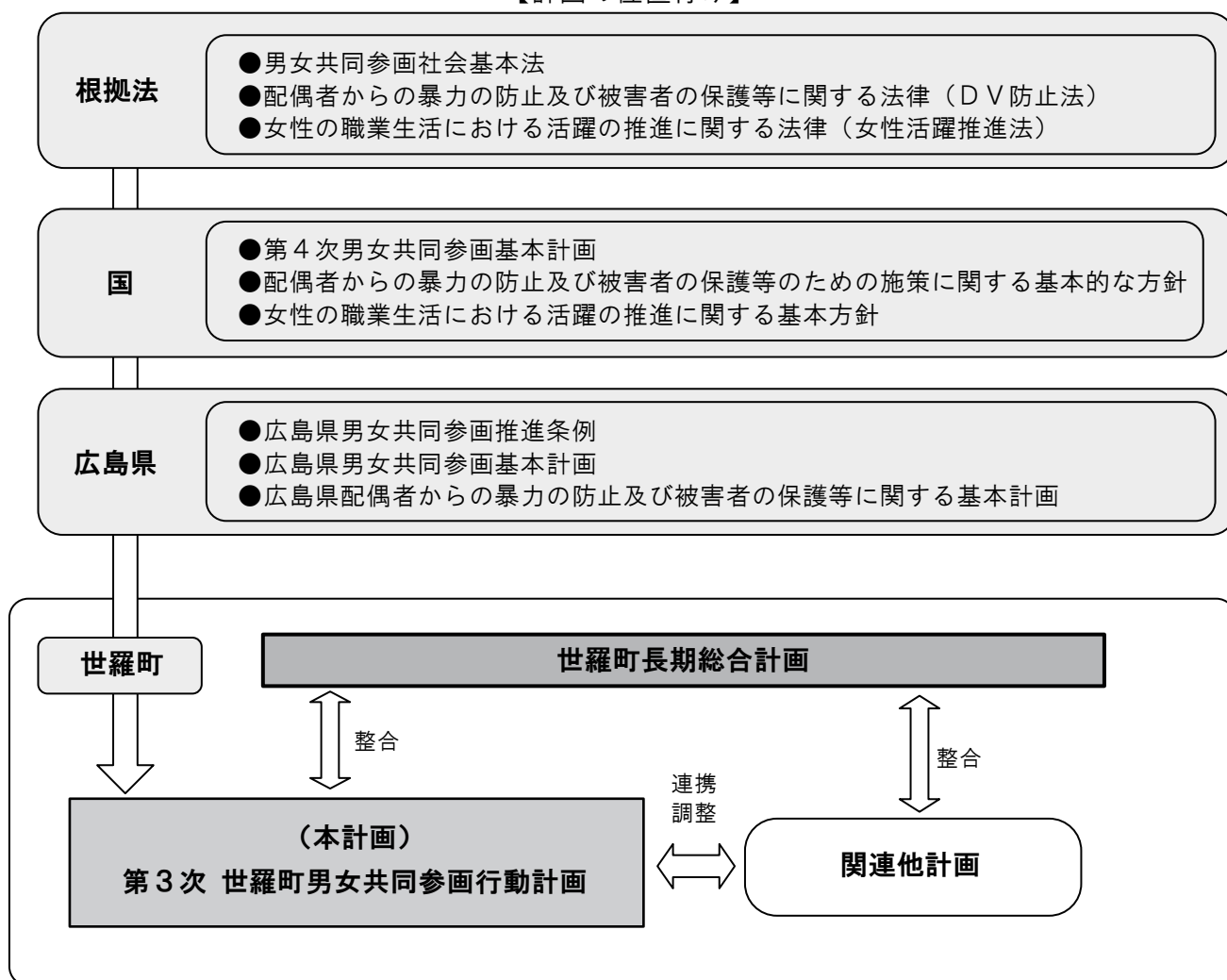
基本的な視点	基本となる施策の方向
Ⅰ 環境づくり	① 職場における女性の活躍促進
	② 地域社会活動における男女共同参画の推進
	③ 男女共同参画の推進に向けた体制の整備
Ⅱ 人づくり	④ 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実
	⑤ 男女共同参画を推進する教育と研修の充実
Ⅲ 安心づくり	⑥ 生涯を通じた健康対策の推進
	⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
	⑧ 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援

第2章 計画の概要

【1】 計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての市町村計画であるとともに、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画であり、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。また「世羅町長期総合計画」の趣旨を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画です。

【計画の位置付け】



【2】 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、その最終年度である令和6年度に、その成果や課題を踏まえ、次期計画の策定に向けた見直しを図ります。

【3】 計画の策定体制

1 世羅町はんぶんこプラン推進会議による審議

本計画の策定に当たっては、知見者をはじめ各種団体、組織の関係者などから構成される「世羅町はんぶんこプラン推進会議」に諮り、計画の内容について審議しました。

2 アンケート調査等の実施

計画の策定に当たり、本町在住の18歳以上の町民及び本町の中学生と高校生を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

	町民	中学生	高校生
調査対象	18歳以上の町民	町内の中学校及び高等学校に在学する生徒	
調査方法	訪問手渡しによる配布・回収(一部郵送回収)	各学校を通じた配布、回収	
調査期間	令和元年10月		
回収結果	配布数 807件 有効回収数 407件 有効回収率 50.4%	配布数 123件 有効回収数 117件 有効回収率 95.1%	配布数 124件 有効回収数 115件 有効回収率 92.7%

3 関係団体等ヒアリング調査の実施

町内の各分野で活躍している団体等に、個別にヒアリングシートを用いて男女共同参画についてのご意見をお伺いしました。

4 パブリックコメント

パブリックコメント（意見募集）を実施することにより、町民から広く意見を募りました。

第3章 本町の現状と課題

【1】 数字でみる男女共同参画を取り巻く現状

1 人口等の現状

本町の人口は、平成31年3月末日現在16,175人であり、平成27年から約1,100人の減少となっています。近年は、人口、世帯数共に緩やかに減少しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成27年の2.50人から平成31年で2.35人となっています。

【人口・世帯数の推移】

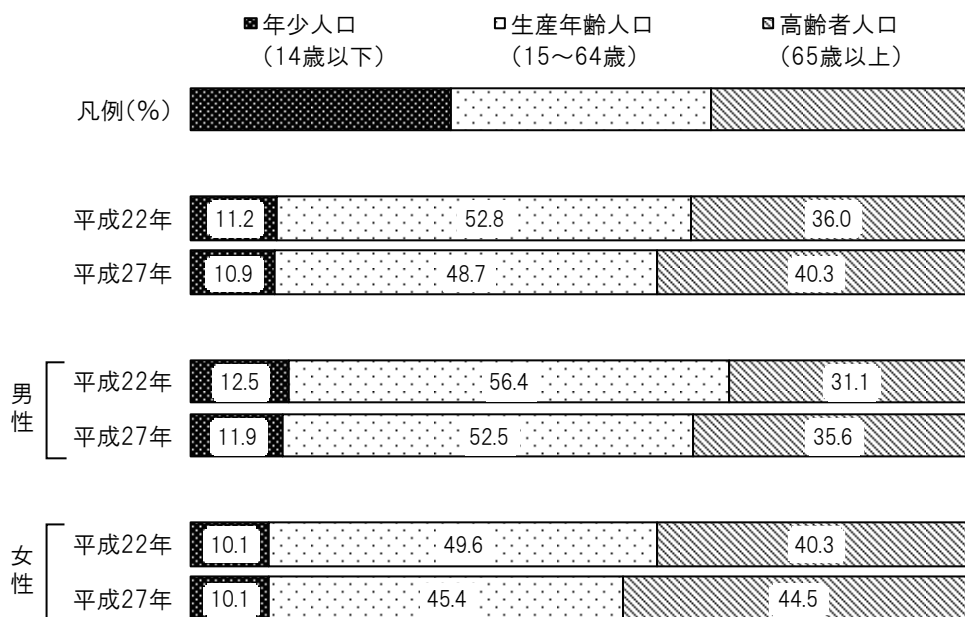
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
人口	17,253	16,979	16,772	16,466	16,175
世帯数	6,907	6,900	6,897	6,879	6,870
世帯人員(人/世帯)	2.50	2.46	2.43	2.39	2.35

資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

本町の年齢別人口をみると、平成27年では「年少人口(14歳以下)」の割合が10.9%、「生産年齢人口(15～64歳)」が48.7%、「高齢者人口(65歳以上)」が40.3%となっています。

高齢者人口の割合(高齢化率)は、平成22年の36.0%から平成27年で40.3%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本町においても少子高齢化の進行がうかがえます。

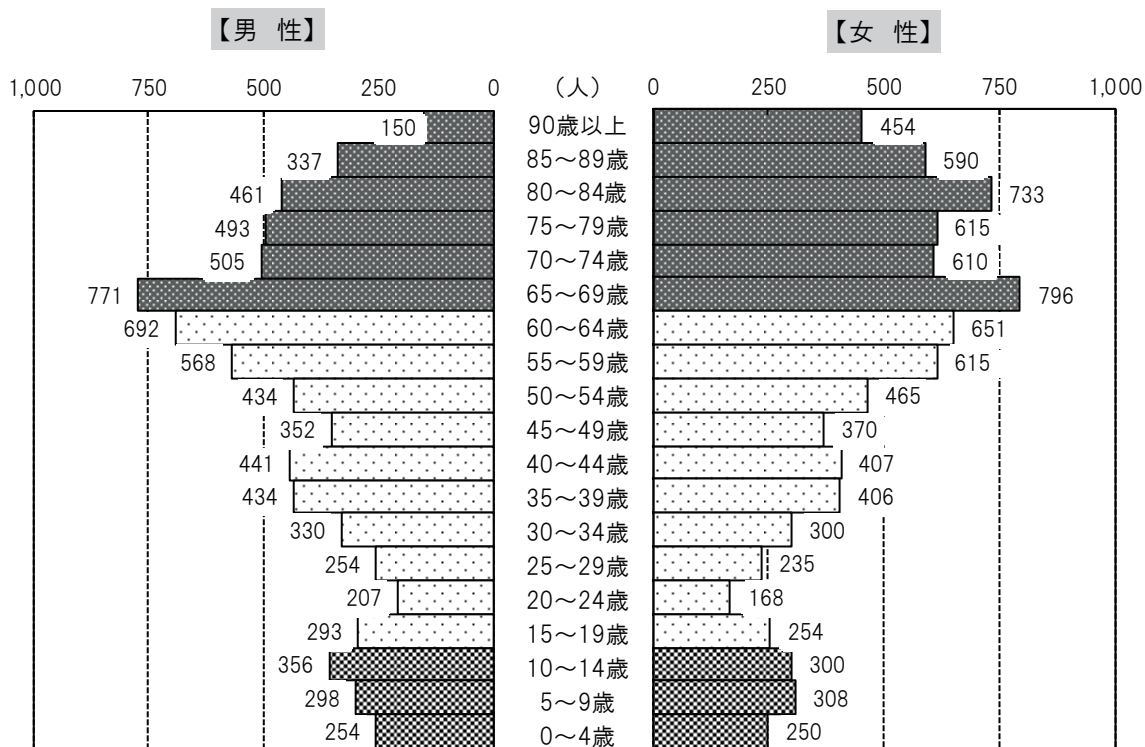
【年齢別人口構成比】



資料：国勢調査

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に60歳代後半のいわゆる「団塊の世代」が、本町の人口のボリュームゾーンとなっており、80歳代になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

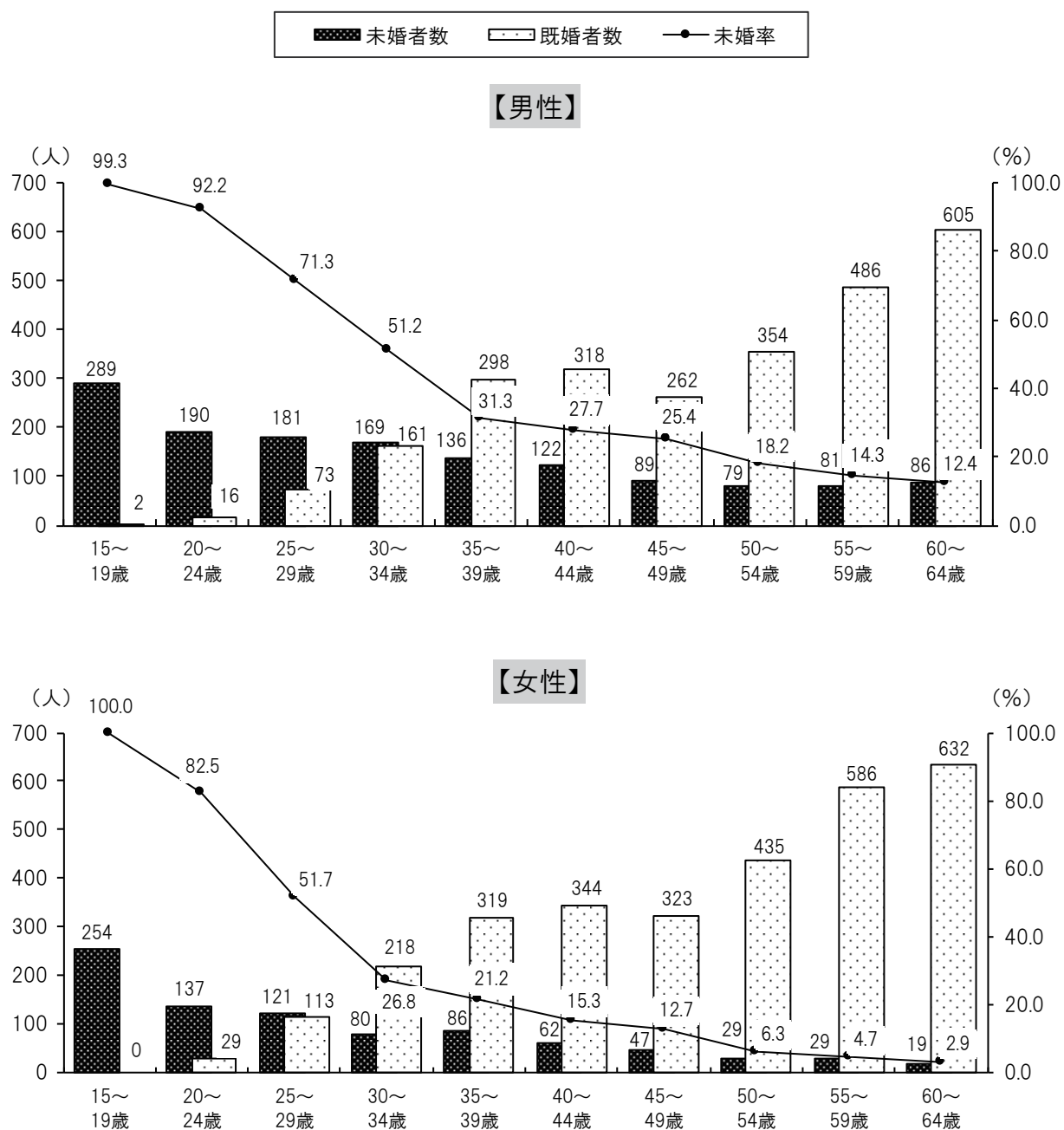


資料：国勢調査(平成27年)

2 婚姻の状況

本町の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代後半になると大きく逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30歳代前半から既婚者数が未婚者数を上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】

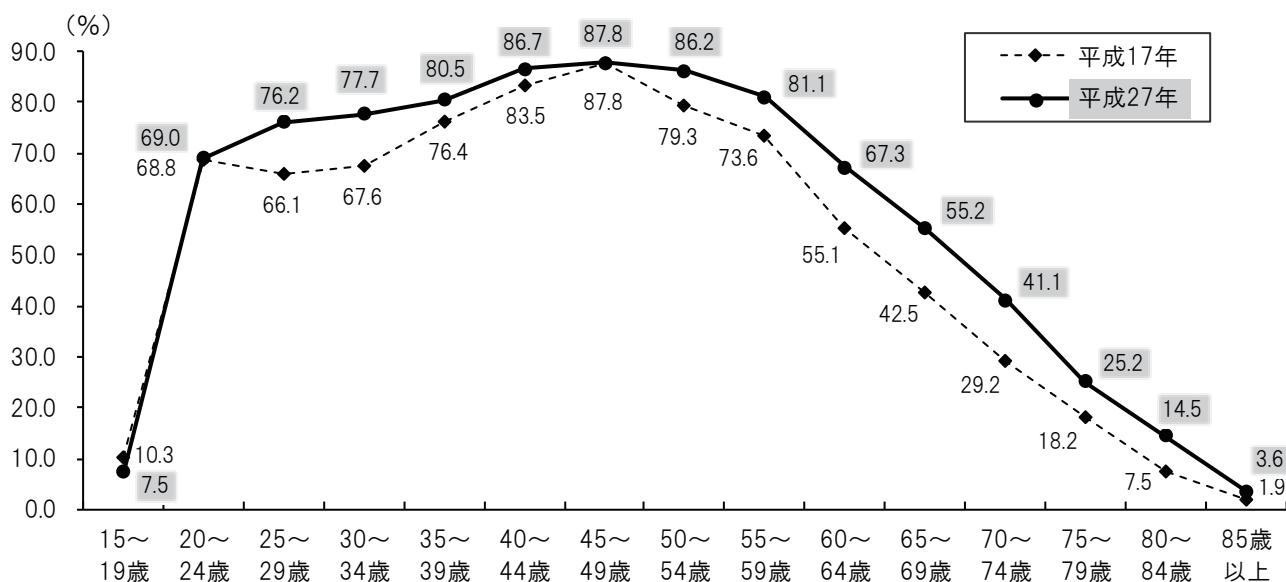


資料: 国勢調査(平成 27 年)

3 女性の就業率

本町における女性の就業率をみると、平成 17 年から増加傾向にあり、結婚して子どもができて働き続ける女性が増えています。また、「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ※」の傾向はみられず、以前に比べ緩やかな「台形」に変化しつつあります。

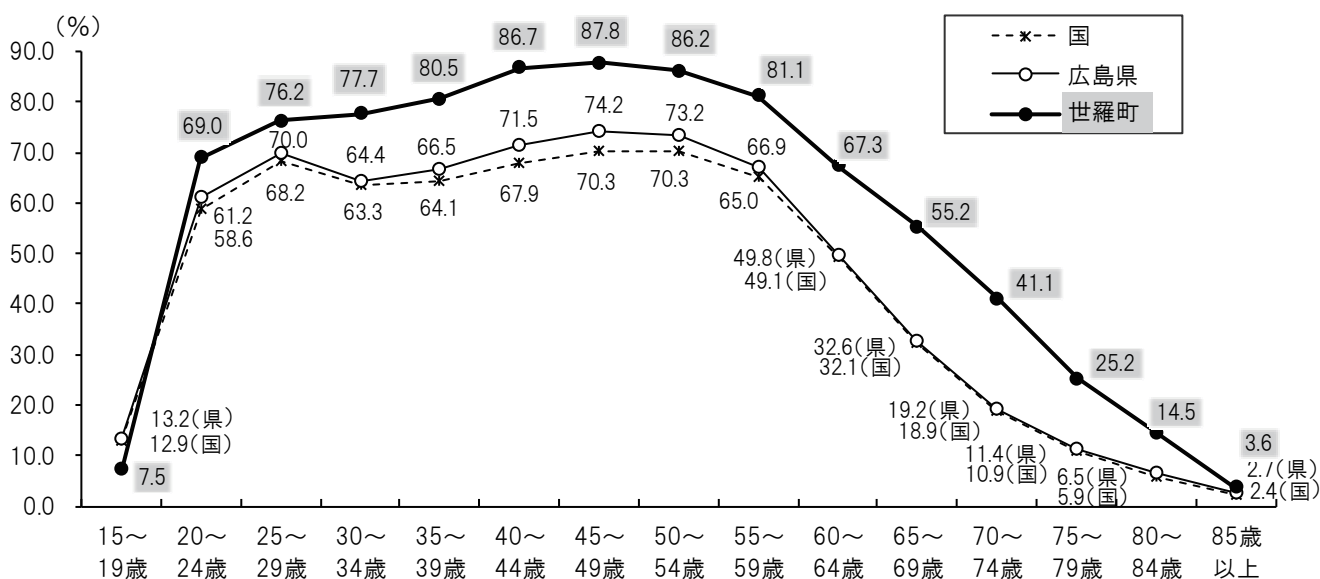
【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

本町における女性の就業率は、全体的に広島県や国の平均を大きく上回っています。

【女性の就業率（県・国比較）】



資料：国勢調査(平成 27 年)

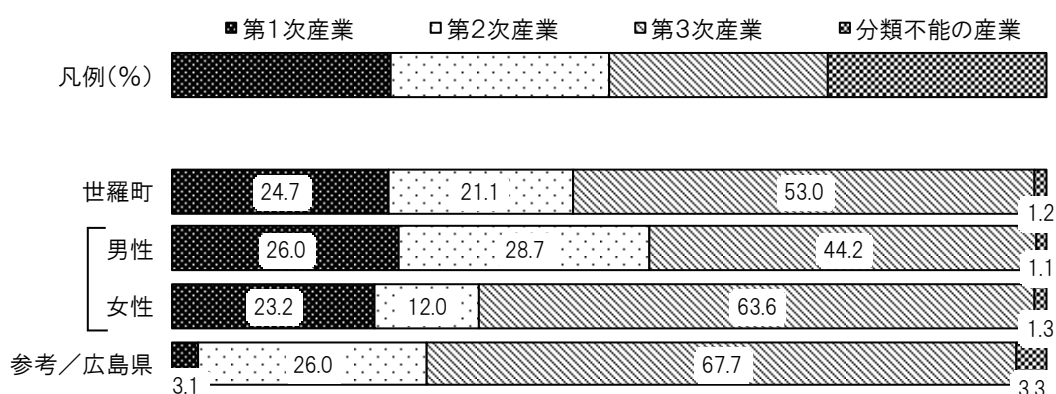
※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

4 産業別就業者構成比

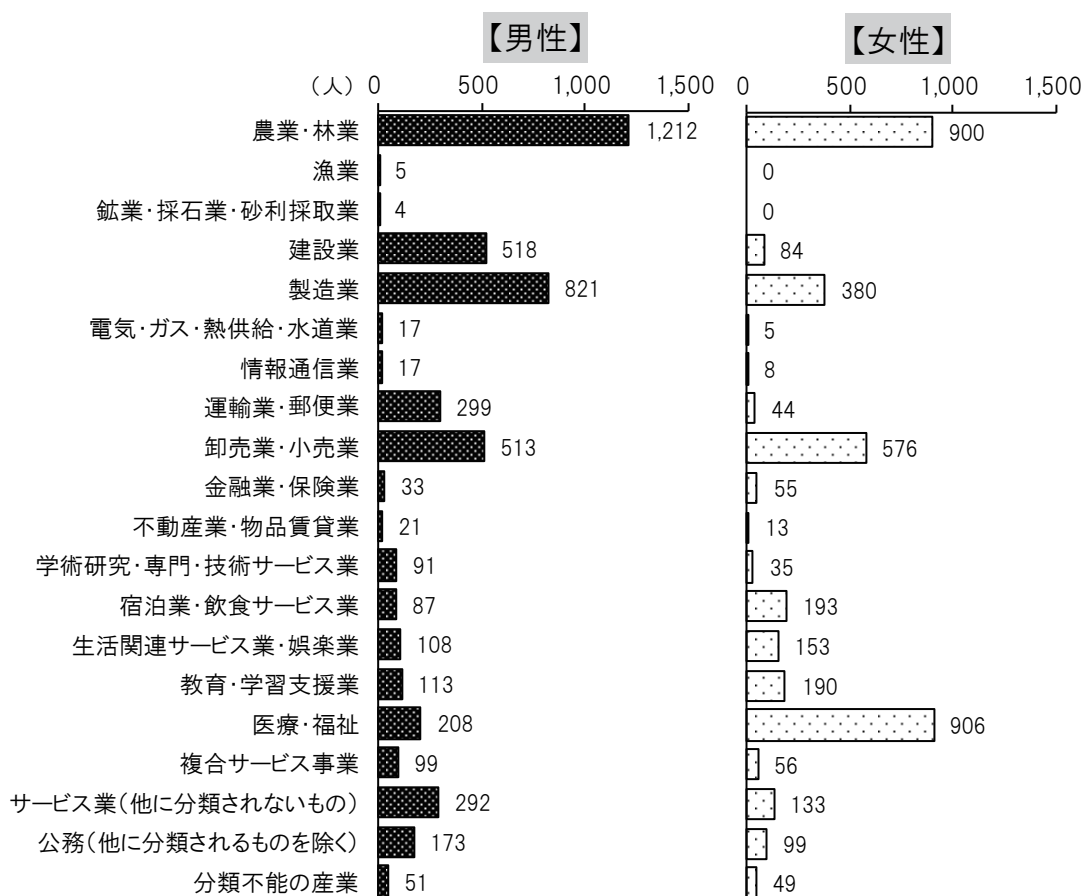
本町の産業別就業者構成比をみると、平成 27 年では第 1 次産業の割合が 24.7%、第 2 次産業が 21.1%、第 3 次産業が 53.0%となっています。広島県全体と比べ、第 3 次産業の割合は低くなっていますが、第 1 次産業の割合は広島県を大きく上回っています。

産業大分類別でみると、男女共に「農業・林業」の就業者数が多くなっています。また、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」が多く、女性は「医療・福祉」が多くなっています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】

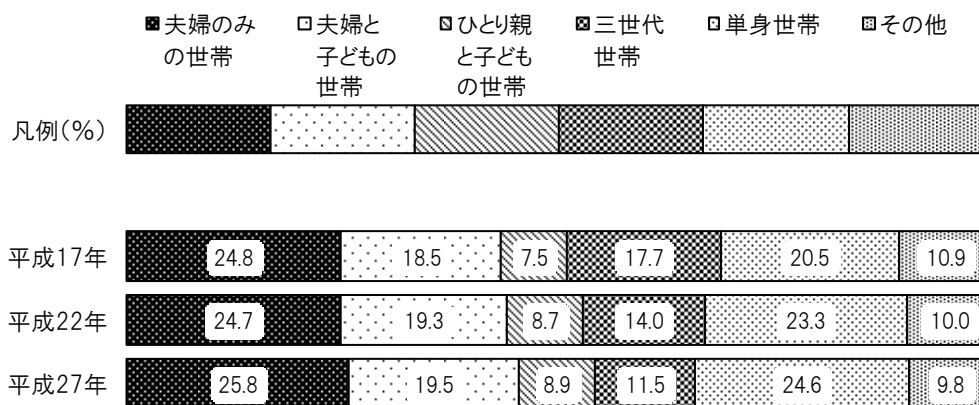


資料：国勢調査(平成 27 年)

5 世帯構成の推移

世帯構成について、平成 17 年から平成 27 年までの推移で見ると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」などは増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料:国勢調査

6 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本町の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は減少傾向にあり、平成 27 年では 77 世帯となっています。そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
ひとり親家庭(合計)	99	97	77
母子世帯数	86(86.9%)	82(84.5%)	70(90.9%)
父子世帯数	13(13.1%)	15(15.5%)	7(9.1%)

資料:国勢調査

7 高齢者世帯の状況

65 歳以上の高齢者がいる世帯数は、平成 22 年から平成 27 年にかけて緩やかに減少していますが、構成比は増えています。また、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯は増加で推移しています。

【高齢者世帯数の推移】

	平成 22 年		平成 27 年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	6,497	100.0	6,224	100.0	-4.2
65 歳以上の高齢者のいる世帯	4,089	62.9	4,042	64.9	-1.1
高齢者単身世帯	883	13.6	914	14.7	3.5
高齢者夫婦世帯	932	14.3	1,006	16.2	7.9
高齢者同居世帯	2,274	35.0	2,122	34.1	-6.7

資料:国勢調査

8 参考資料／審議会等委員及び管理職に占める女性比率

平成31年4月現在における、本町の審議会等における女性委員の比率は27.8%、一般行政職における女性管理職の比率は17.6%と、全国市区町村平均や県内市町平均を上回っています。

【審議会等女性委員及び行政職員女性管理職（課長相当職以上）の割合】

	審議会等委員数			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
広島市	1,215	373	30.7	624	78	12.5
呉市	710	166	23.4	237	13	5.5
竹原市	315	67	21.3	31	5	16.1
三原市	573	162	28.3	73	5	6.8
尾道市	625	172	27.5	129	24	18.6
福山市	1,017	247	24.3	321	50	15.6
府中市	402	97	24.1	60	11	18.3
三次市	335	100	29.9	76	17	22.4
庄原市	319	73	22.9	60	9	15.0
大竹市	277	53	19.1	50	7	14.0
東広島市	750	235	31.3	179	42	23.5
廿日市市	551	119	21.6	137	33	24.1
安芸高田市	414	135	32.6	61	5	8.2
江田島市	329	81	24.6	51	11	21.6
府中町	251	84	33.5	39	5	12.8
海田町	206	56	27.2	42	11	26.2
熊野町	104	25	24.0	30	1	3.3
坂町	289	71	24.6	20	3	15.0
安芸太田町	237	49	20.7	41	14	34.1
北広島町	286	80	28.0	28	4	14.3
大崎上島町	274	86	31.4	10	1	10.0
世羅町	277	77	27.8	17	3	17.6
神石高原町	144	16	11.1	19	5	26.3
広島県市町平均	—	—	26.5	—	—	15.3
全国市区町村平均	—	—	26.8	—	—	15.3

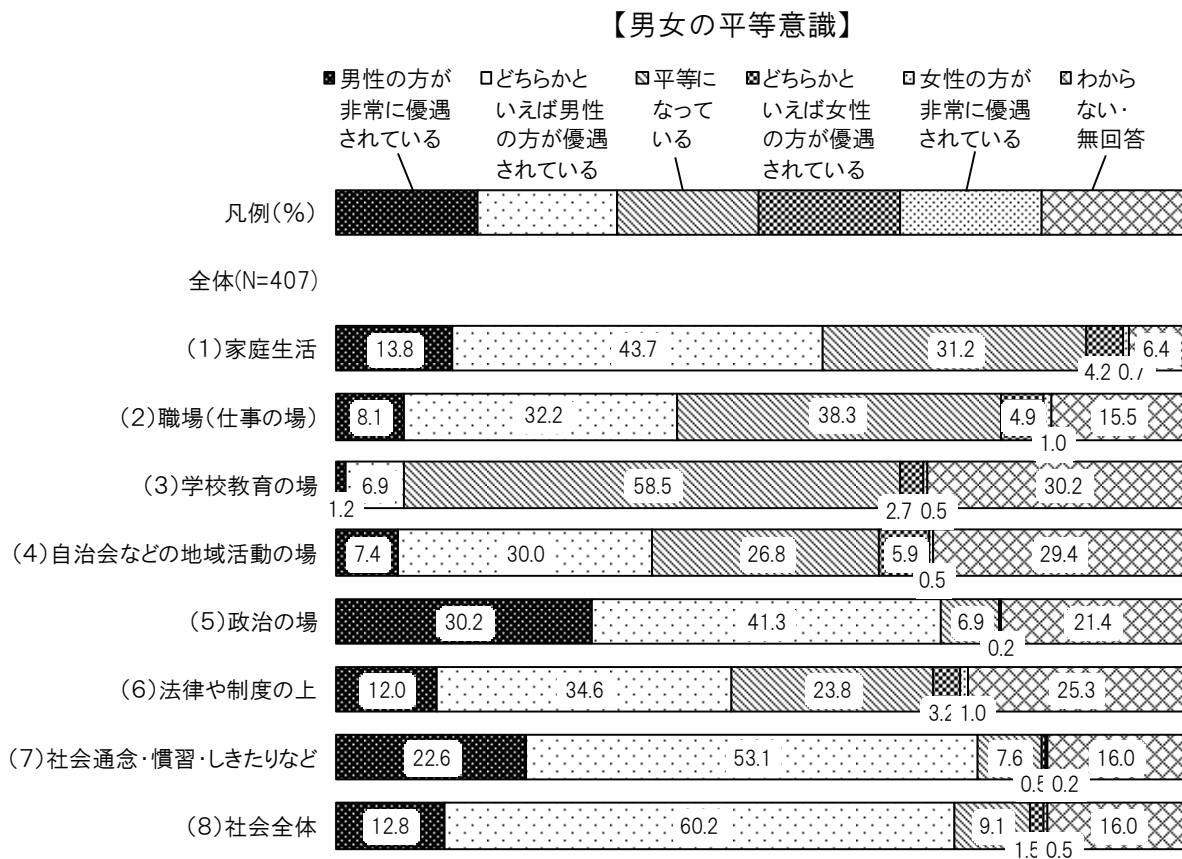
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成
(平成31年4月1日現在)

【2】 アンケート等から読み取れる現状と課題

1 人権の尊重と男女共同参画意識について

● 町民アンケート調査結果では ●

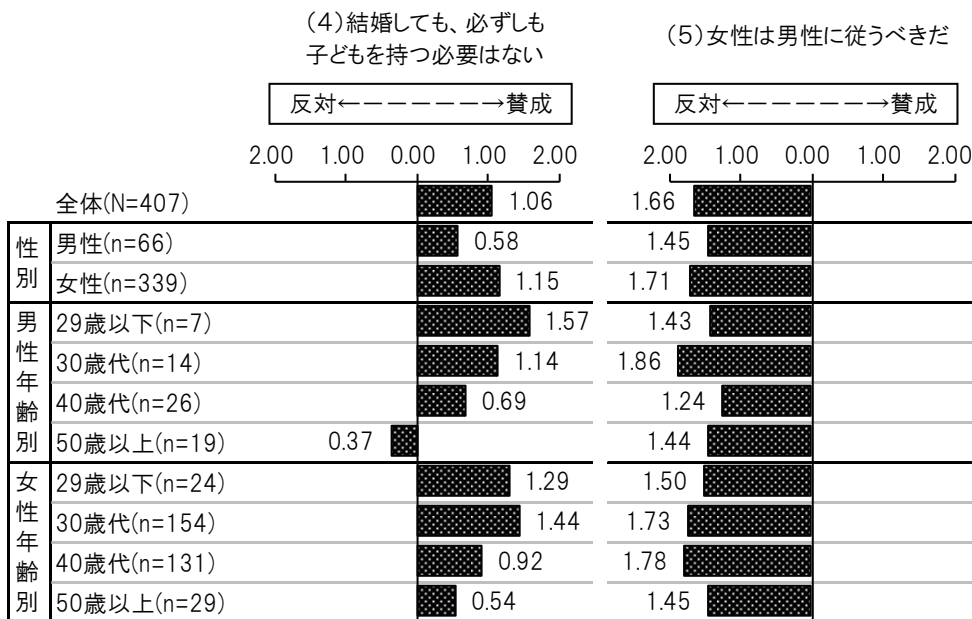
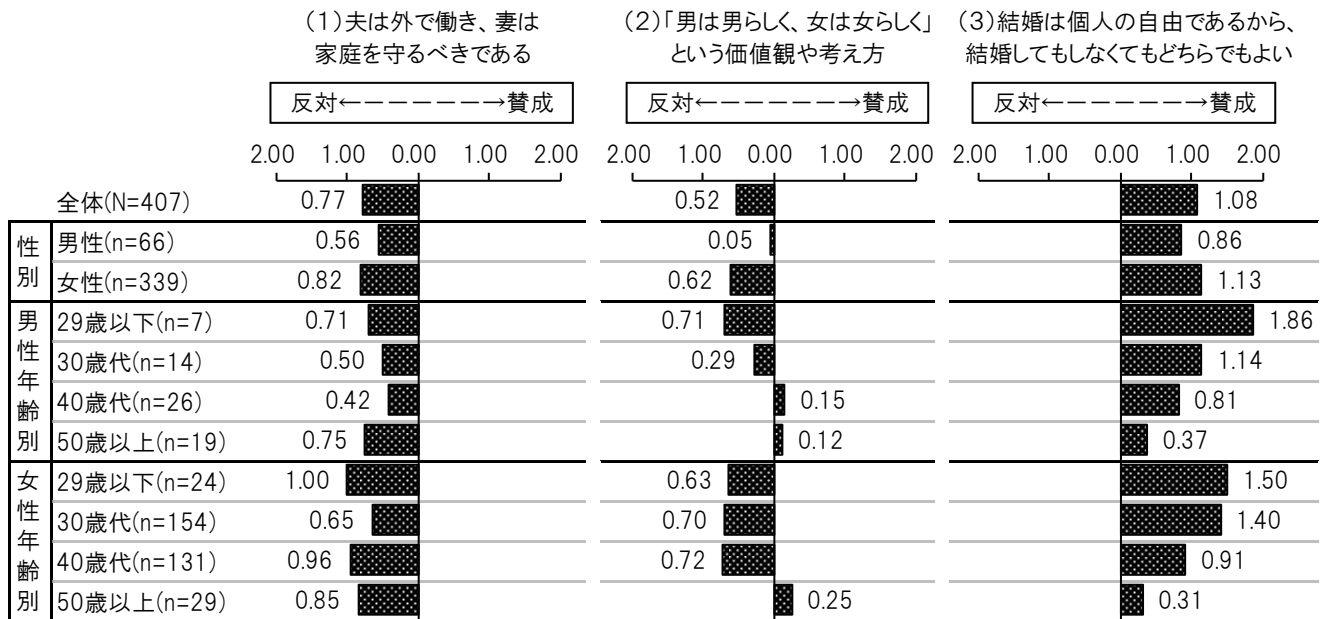
男女の平等意識を分野別にみると、「学校教育の場」では平等意識は比較的高いものの、全ての分野において男性優遇意識が高く、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で目立っています。



注：図中に示すNは、比率算出上の基数(標本数)です。本書では全標本数を示す「全体」を「N」、「該当数」を「n」で表記しています。(以下同様)

「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」といった考え方に対しては、男女共に若い年齢層ほど賛成意識が高く、年齢が上がるほどその割合が低くなる傾向にあります。また「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」については、若い年齢層ほど反対意識が高く、逆に男性は、年齢が上がるほど賛成を示す回答が増えるなど、性別や年齢によって意識差がみられます。

【結婚、家庭生活と男女の役割について（5項目）】



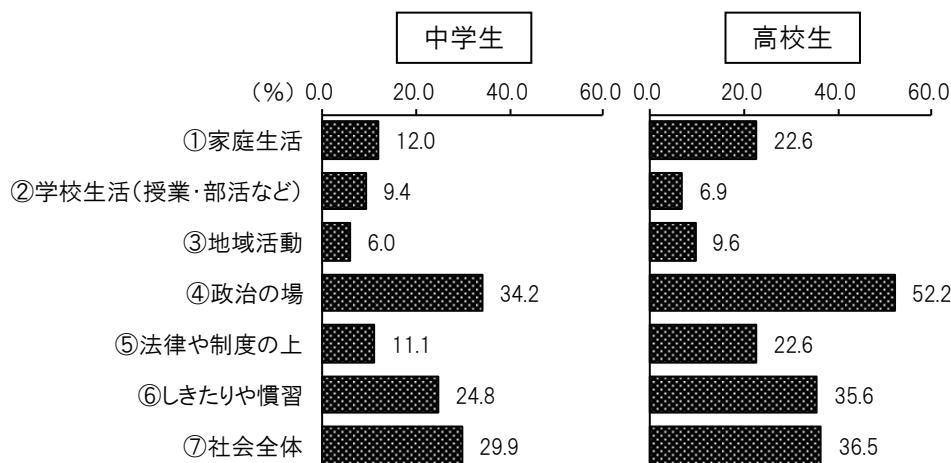
注：男性の29歳以下については、件数(n)が少ないため参考値として参照。(以下同様)

10年前の前回調査と比較すると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」について反対意識が大きく増加しています。特に、「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」については、反対の割合が大きく増加しています。

● 中学生・高校生アンケート調査結果では ●

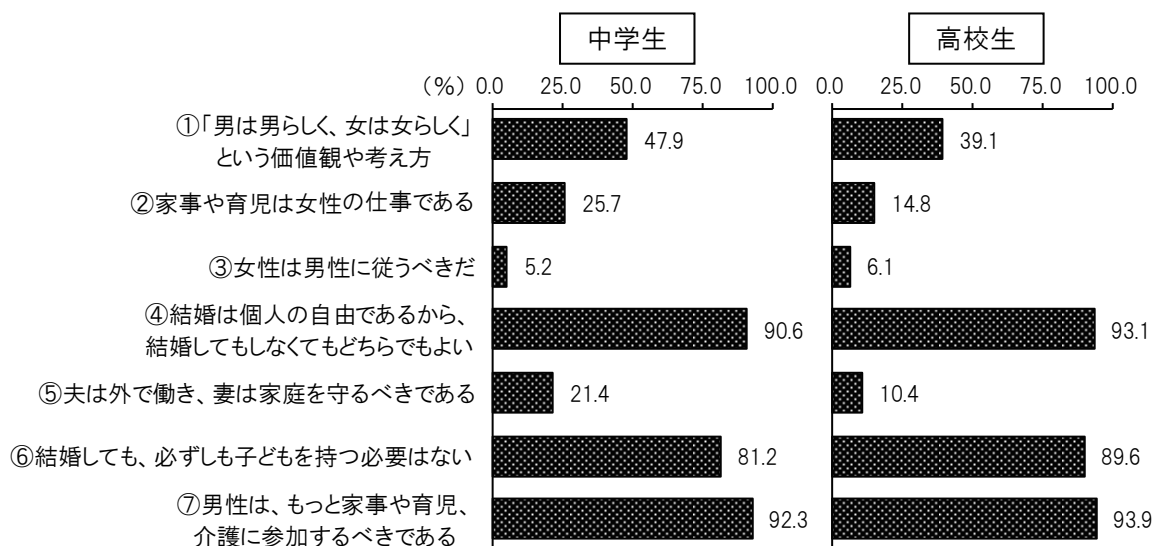
男女の平等意識について「男性優遇」の割合が高い順に、中学生、高校生共に「政治の場」「社会全体」「しきたりや慣習」となっています。また、全体的に、中学生に比べ高校生で「男性優遇」の割合が高く、特に「政治の場」で半数以上と高くなっています。

【「男性優遇」の割合】



中学生、高校生共に「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」「男性は、もっと家事や育児、介護に参加するべきである」で、大半が「賛成」と回答しています。一方「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」については、大半が「反対」と回答しています。

【「賛成」の割合】



10年前の前回調査と比較すると、高校生は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方に対して、反対意識が大きく増加しています。

● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（回答要旨） ●

- ・家事等の役割分担をなくす意識づくりが必要。
- ・男性は家事や育児を一緒に行う意識を持つことが大切だと思うし、女性も都合のいいときだけ男性が優位であるような言動をとったりせず、分担することが大切。
- ・家庭でよく話し合い、理解することが必要。
- ・年代を分けて意識改革が必要。

● 課題の整理 ●

- ・「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」に代表される「固定的な性別役割分担意識」の払拭が必要です。
- ・人権の尊重と、男女がお互いに認め合い尊重し合いながら、協力して男女共同参画社会を実現するための、継続的な、また誰にでも分かりやすい意識啓発が必要です。
- ・性別や年齢、あるいは結婚や妊娠など、ライフステージの節目に応じた効果的な啓発活動の検討が必要です。（例：若い人向けの啓発方法、高齢者向けの啓発方法、妊娠届出時の資料配布による啓発方法の検討など。）

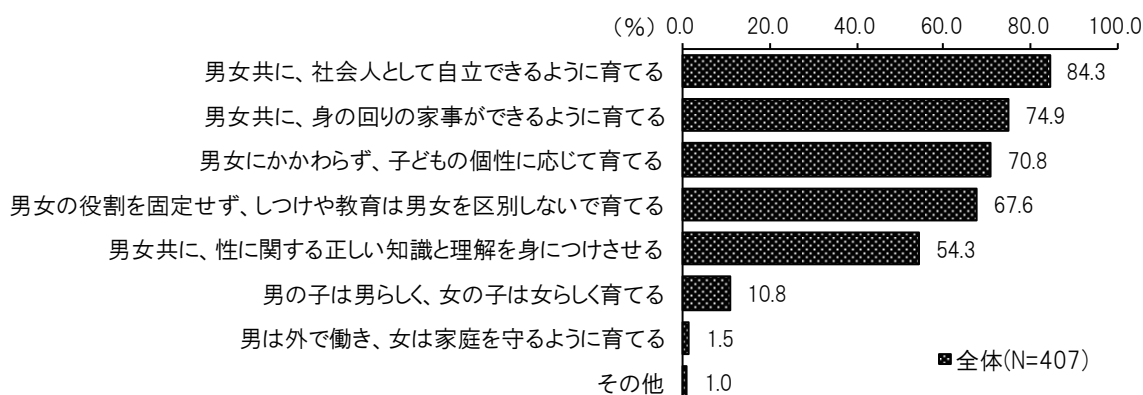
2 学びの場における男女共同参画について

● 町民アンケート調査結果では ●

男女の平等意識については、「学校教育の場」において「平等になっている」という意識が最も高くなっています。

子どもの育て方については、「社会人として自立できるように育てる」が最も多く、次いで「身の回りの家事ができるように育てる」「子どもの個性に応じて育てる」「しつけや教育は男女を区別しないで育てる」など、性別にとらわれない育て方が主流となっています。

【望ましい子どもの育て方】

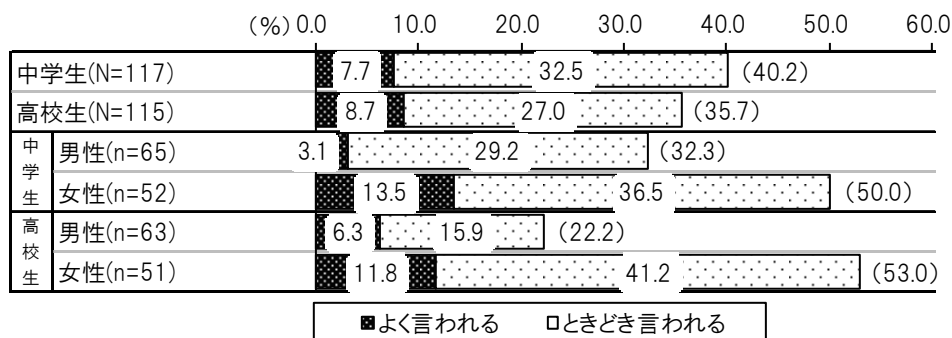


男女共同参画の推進に世羅町が力を入れるべきことについては、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」が上位に回答されています。

● 中学生・高校生アンケート調査結果では ●

性別を意識した周囲からの発言について、女性は「言われる」が約半数を占め、男性を大きく上回っています。

【性別を意識した発言を「言われる」割合】



注:()内数値は、合計値

性別を意識した発言の内容については、男性は女性に比べ「スポーツ」「泣いた時」「勉強」などの割合が高く、女性は「ことばづかい」「服装や身だしなみ」「整理整頓」「座り方」「食事のしかた」など男性を大きく上回る項目が多岐にわたっています。

男女共同参画に関する用語の認知状況について、中学生では「ドメスティック・バイオレンス」「LGBT」の認知率が7～8割を占め高くなっていますが、「ジェンダー」「ワーク・ライフ・バランス」「デートDV」を「知らない」割合は6～7割と高くなっています。一方、高校生では、全ての用語において認知率が8割以上を占めています。

● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（回答要旨） ●

- ・子どもにも自然に男女共同参画意識が芽生えるような、あまり堅苦しくない教育が必要。
- ・保育や義務教育の場で意識改革をしないと、高校生で急に変わるのは無理。
- ・男女は平等であるが、性別によってできないこともあるという理解を深める。
- ・まず違いを認め、理解する教育。

● 課題の整理 ●

- ・子どもの頃からの男女平等意識の醸成が必要です。
- ・進路選択の場面などで、性別にかかわらず、本人の意思に基づいた様々な選択を可能にする取組が必要です。
- ・学校のみならず、家庭や地域等様々な場での男女共同参画に関する学習機会の充実が必要です。

3 あらゆる分野における男女共同参画について

● 町民アンケート調査結果では ●

「政治の場」において、男性優遇意識は約7割を占め、他の分野を上回っています。

町の施策に対する女性の意見の反映については、約2割が「反映されていない」と回答しており、「分からない」が約半数を占めています。

● 中学生・高校生アンケート調査結果では ●

「政治の場」における男性優遇意識は、中学生で3割以上、高校生では半数以上を占めています。

● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（回答要旨） ●

- ・ 女性の議員が少ない。女性の管理職が少ない。
- ・ 審議会などのメンバー構成では、ある程度の人数割り当てでも必要では。
- ・ 女性管理職の登用については、家庭生活での負担軽減（分担）が必要。
- ・ 能力があれば、管理職への登用がなされるべきだ。
- ・ 民間企業での女性管理職の積極登用。
- ・ 「女性だから」という女性自身の持つ考えを改めることが必要。

● 課題の整理 ●

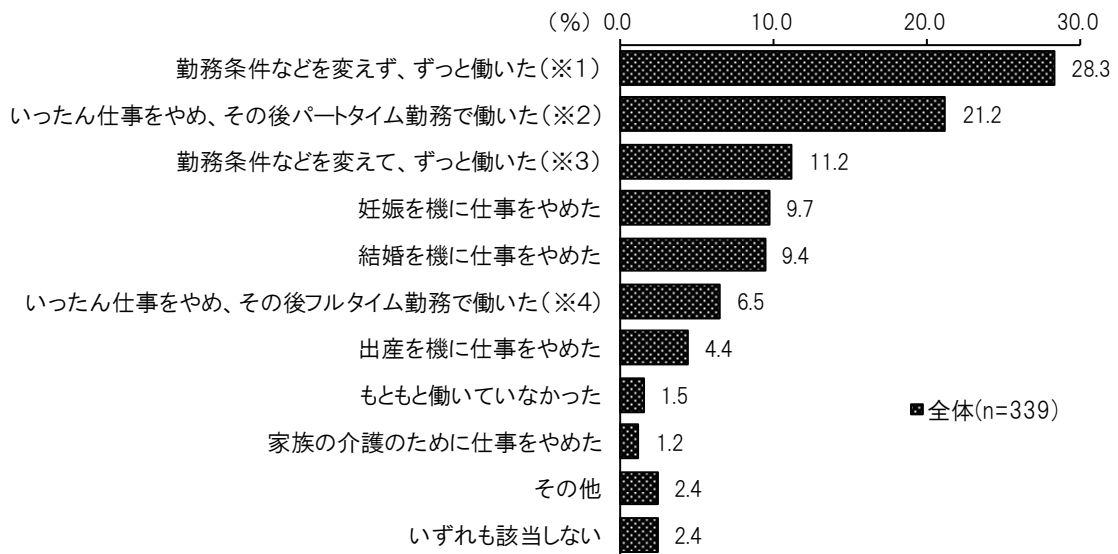
- ・ 庁内における、審議会等の女性の積極的な登用、女性職員の管理職への登用の促進が必要です。
- ・ 女性の活躍促進に向けた、男性の意識の改革、女性の意識改革の促進が必要です。

4 働く場における男女共同参画について

● 町民アンケート調査結果では ●

女性が、結婚や妊娠、出産、介護などの節目に選んだ働き方については「勤務条件などを変えず、ずっと働いた」が最も多く、次いで「いったん仕事をやめ、その後パートタイム勤務で働いた」が続いています。「仕事をやめた（復職者を含む）」人は合計で約半数を占め、ずっと働いた人の割合（39.5%）を上回っています。

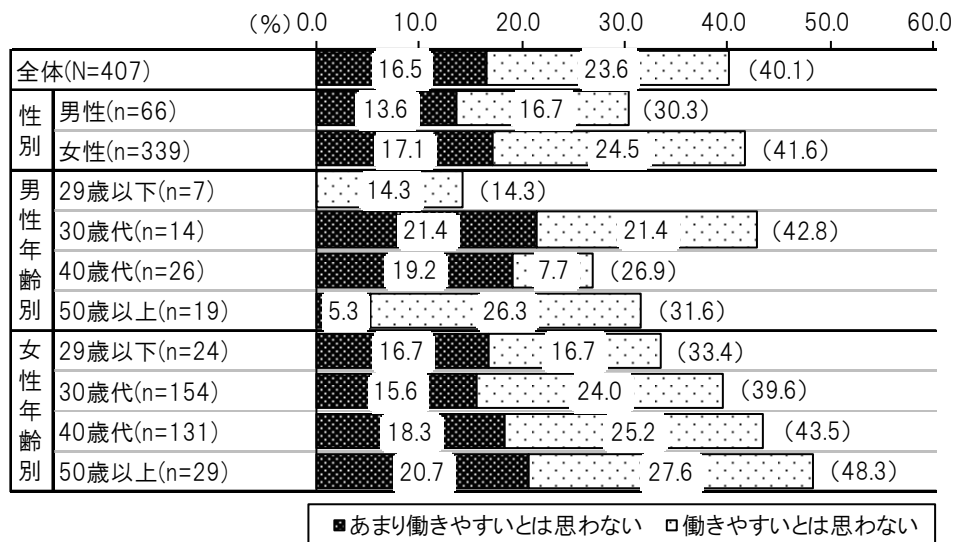
【ライフステージの節目の働き方】



※1 勤務条件などを変えず、ずっと働いた(育児休業、介護休業等の取得を含む)
 ※2 結婚や妊娠、出産等でいったん仕事をやめ、その後パートタイム勤務で働いた
 ※3 勤務条件などを変えて、ずっと働いた(フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など)
 ※4 結婚や妊娠、出産等でいったん仕事をやめ、その後フルタイム勤務で働いた

女性の働きやすさについては、合計 46.2%が「働きやすいと思う」と回答している一方、「働きやすいとは思わない」は 40.1%みられ、特に女性で多くなっています。

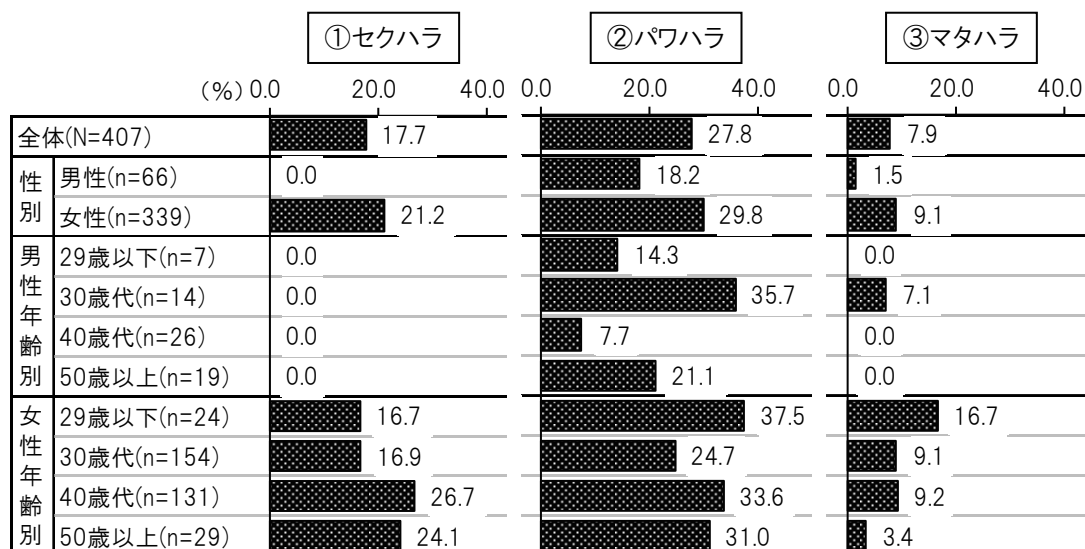
【女性が働きやすいとは思わないと回答した割合】



注:()内数値は、合計値

セクシュアルハラスメント（セクハラ）被害を受けたことがある女性は21.2%で、特に40歳代以上で多くみられます。また、パワーハラスメント（パワハラ）の被害を受けたことがある人は、男性が18.2%、女性が29.8%と、女性で多くなっています。

【各種ハラスメントについて「自分が被害を受けたことがある」割合】



● 中学生・高校生アンケート調査結果では ●

望ましい女性の働き方については、中学生、高校生共に、女性は男性に比べ「子どもが生まれても、育児をしながら（育児休業を取りながら）ずっと仕事を続ける」の割合が高くなっています。

● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（回答要旨） ●

- ・女性活躍推進法などによって、女性が活躍できる環境づくりは進んでいるが、地方では事業所の規模の問題もあり、まだまだ普及していない。
- ・男性だから、女性のくせに、の考えを改めなければならない。
- ・セクハラやパワハラをする人は、自分がしていると思っていない人が多い。研修等を考えないといけない。

● 課題の整理 ●

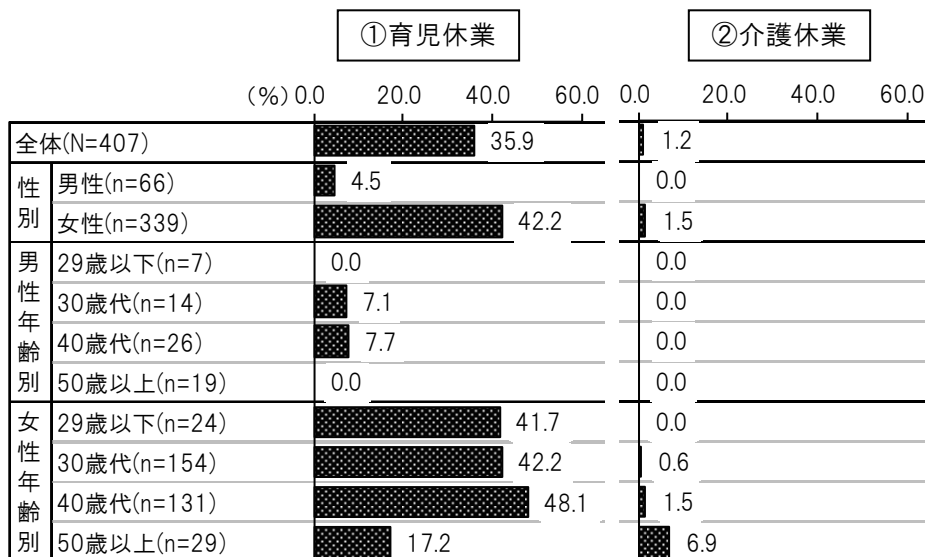
- ・企業をはじめ町民へ広く、男女雇用機会均等法の趣旨や内容についての理解の促進が必要です。
- ・雇用や就業における女性の就業の継続、再就職支援に向けて、関係機関と連携した支援が必要です。
- ・様々なハラスメントは「重大な人権侵害」であり、「暴力」でもあるという意識啓発の更なる推進が必要です。
- ・ハラスメントについての相談体制の整備や被害者支援等の取組が必要です。

5 仕事と家庭の両立について

● 町民アンケート調査結果では ●

育児休業の取得率は男性 4.5%、女性 42.2%、介護休業については女性で僅かとなっています。

【育児休業や介護休業を「取得したことがある」割合】



男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なことについては、「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が最も多く、次いで「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」「保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする」などの順となっています。

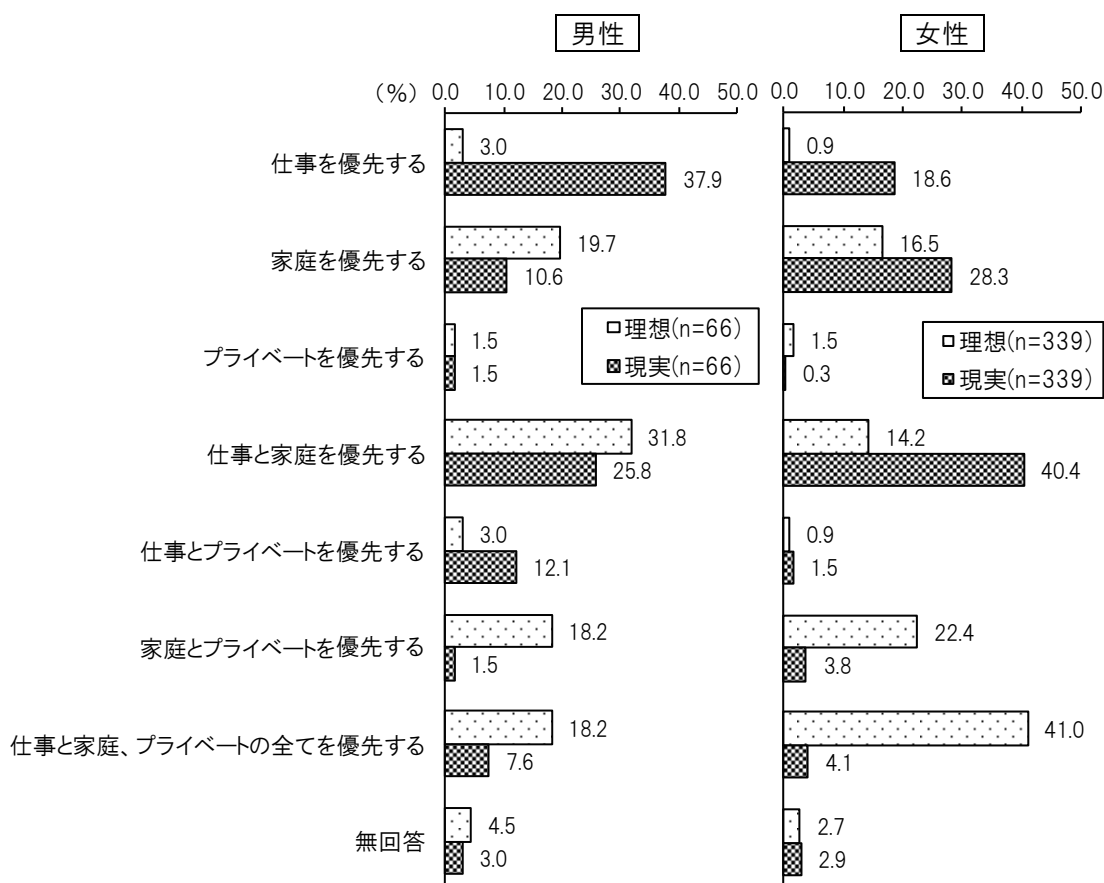
【男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこと】

順位	男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこと(N=407)	回答割合(%)
1位	男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む	73.7
2位	育児休業や介護休業などを利用しやすくする	41.5
3位	保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする	41.0
4位	パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる	29.2
5位	職場での男女の昇進や賃金などの格差をなくす	22.1
6位	残業を減らす	18.9
7位	男女の雇用機会(採用、勤務条件など)を均等にする	16.2
8位	女性が働くことへの理解が広まるよう啓発する	13.0
9位	職場でのハラスメント(いやがらせ)の防止に努める	10.1
10位	性別にかかわらず、職業を選択できるようにする	9.3
11位	農林水産業など自営業の家族間の役割分担や、家族経営協定の締結を促進する	1.5
-	特になし	0.7

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」への「反対意識」は約7割を占めています。

日常生活の理想と現実について、女性の理想では「仕事と家庭、プライベートの全てを優先する」が最も多くなっていますが、現実には「仕事と家庭を優先する」が多く、理想と現実のギャップが大きいことが分かります。

【仕事・家庭※¹・プライベート※²のバランスについて】



※1 家庭(家事・育児・介護を含む)

※2 プライベート(趣味や学習・地域活動・付き合いなど)

● 中学生・高校生アンケート調査結果では ●

家庭生活の役割分担について、「母親」は「家の掃除」「食事のしたく」「食事のあとかたづけ・食器洗い」「学校行事への参加(授業参観、PTA等)」などの割合が高く、「父親」は「ごみ出し」の割合が高くなっています。また「子どもの世話」「学校行事への参加(授業参観、PTA等)」は「両親」の割合が高くなっています。

● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア(回答要旨) ●

- ・男性も育児休暇を取得しやすい環境づくり。
- ・最近共働きの家庭が多いと思われるが、家事については女性が行うという意識が強いと思う。男性が料理をしないという意識を変えたり、家庭で子どもに対して小さい頃から男女関係なく家事を手伝うことで意識を身に付けさせていく。

● 課題の整理 ●

- ・男女が共に育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備が必要です。
- ・男性が家事や育児、介護などをする事への意識改革、理解促進が必要です。

6 暴力を許さない社会づくりについて

● 町民アンケート調査結果では ●

DVの経験について「自分が被害を受けたことがある」割合は、女性で約1割となっています。

【DVについて「自分が被害を受けたことがある」割合】

		(%)	0.0	10.0	20.0
全体(N=407)			9.1		
性別	男性(n=66)	0.0			
	女性(n=339)		10.9		
男性年齢別	29歳以下(n=7)	0.0			
	30歳代(n=14)	0.0			
	40歳代(n=26)	0.0			
	50歳以上(n=19)	0.0			
女性年齢別	29歳以下(n=24)		4.2		
	30歳代(n=154)		11.7		
	40歳代(n=131)		12.2		
	50歳以上(n=29)		6.9		

DVの相談先としては、「友人や知人」「家族」が多くなっている一方で、約3割が「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答しています。

DVに対する必要な取組については、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が最も多く、次いで「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者家庭の子どもへのサポートの充実」などの順となっています。

【DVに対する必要な取組】

順位	DVに対する必要な取組(N=407)	回答割合(%)
1位	被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実	55.0
2位	被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備	36.4
3位	被害者家庭の子どもへのサポートの充実	33.4
4位	被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実	28.0
5位	学校での暴力を防止するための学習等の場の充実	17.0
6位	家庭や地域での暴力を防止するための学習等の場の充実	15.2
7位	加害者の更生に向けた対策やサポートの充実	15.0
8位	DVに関する広報・啓発活動の積極的な実施	11.8
9位	メディア・リテラシー教育の充実	3.2

● 中学生・高校生アンケート調査結果では ●

高校生におけるDVに関する経験については、「されたかもしれない」の割合が高い順に「メールやLINEなどの返信が遅いと怒る」「友人との付き合いを制限する」「メールやLINEなどの中身を勝手に見たり、消したりする」となっています。

男女共同参画に関する用語の認知状況について、中学生では「デートDV」を「知らない」割合は約7割となっていますが、高校生では約半数が「内容まで知っている」と回答しています。

● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（回答要旨） ●

- ・気軽に相談できて、守ってもらえるという安心感のある窓口の設置が必要。
- ・相談場所の周知等も必要。
- ・暴力、虐待に関する防止の啓発。
- ・若い世代へのデートDV防止、面前DVは児童虐待につながることなどの啓発。
- ・行政機関の連携。

● 課題の整理 ●

- ・家庭や学校等における暴力防止のための啓発や教育の充実が必要です。
- ・DV防止のための広報、啓発の充実が必要です。
- ・関係機関と連携した、DV被害者等が相談しやすく、安心できる支援体制づくりが必要です。
- ・デートDVや虐待等の問題に関して、様々な機会を通じた幅広い世代への広報、啓発の充実が必要です。
- ・中学生や高校生においては、教育関係機関との連携を強化し、様々な教育の機会を通じて、デートDVについての理解を深める取組が必要です。

7 生涯を通じた健康づくりについて

● 町民アンケート調査結果では ●

「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」への「賛成意識」はそれぞれ約8割を占めています。しかし、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については、男女共に若い年齢層は「賛成意識」が多いものの、男性の50歳以上では「反対意識」が多くなるなど、年齢による差が顕著にみられます。

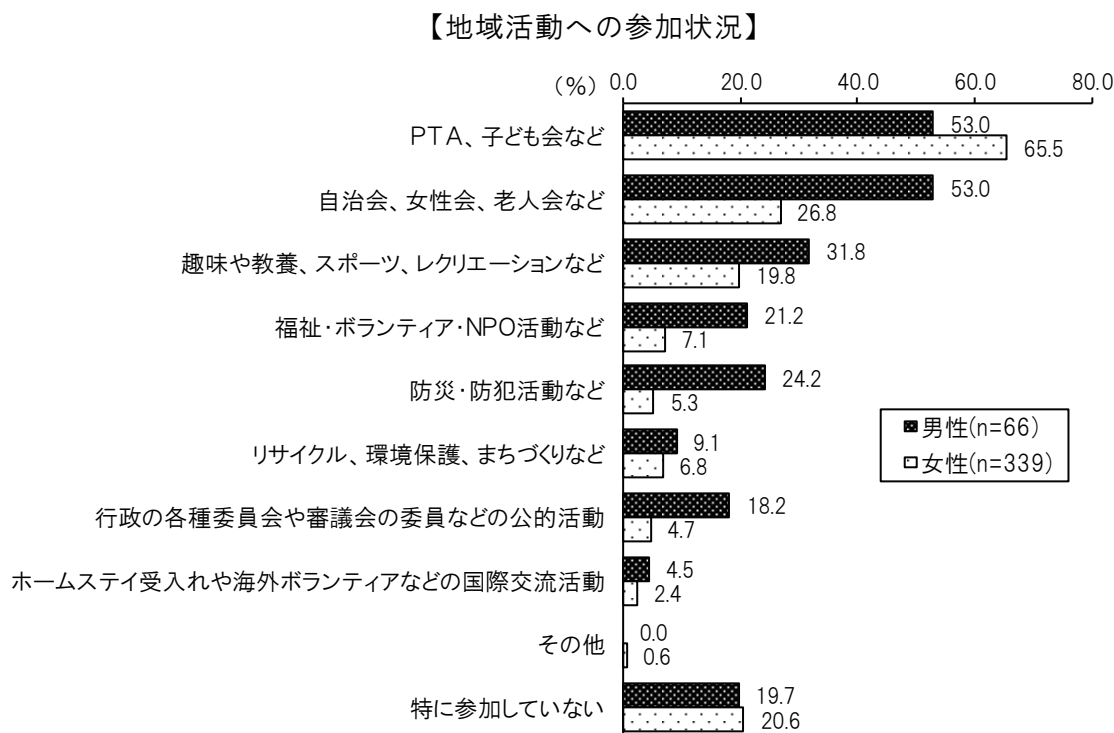
● 課題の整理 ●

- ・女性の人権を尊重し、女性が自らの身体と健康の保持増進及び出産の自由を自己決定できる考え方など、より一層の周知、浸透が必要です。
- ・女性特有の疾病予防をはじめ、女性の心身の健康に対応した多様な相談や情報提供体制の充実が必要です。

8 地域社会における男女共同参画について

● 町民アンケート調査結果では ●

地域活動への参加状況については、「特に参加していない」が約2割を占めていますが、参加者は「PTA、子ども会など」が最も多く、次いで「自治会、女性会、老人会など」「趣味や教養、スポーツ、レクリエーションなど」の順となっています。男性の参加が女性よりも多い活動が多い中で、女性は「PTA、子ども会など」で男性を上回っています。



防災・災害復興対策については、「避難所機能の充実に向けた検討」をはじめ、「防災講座や防災研修など、防災知識の習得の場への参加」「防災訓練などへの参加」などで、女性の活躍が必要とされています。

● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（回答要旨） ●

- ・地域活動では十分女性の参加があるが、代表等になるとまだ男性の方が多いと思う。女性の意識を変えることも必要。
- ・差別意識ではなく、配慮すべきことという意識を持ってほしい。
- ・地域行事における女性の参加促進。
- ・災害等の避難場所での子ども・女性への配慮。

● 課題の整理 ●

- ・性別にかかわらず、地域おこしやまちづくりなど様々な地域活動に、誰もが参画しやすい地域社会づくりが必要です。
- ・防災対策への女性の視点やニーズの反映が必要です。

9 福祉環境づくりについて

● 町民アンケート調査結果では ●

男女共同参画の推進に世羅町が力を入れるべきことについては、「子育て支援サービスを充実する」「高齢者や障害のある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」が上位に回答されています。

● 課題の整理 ●

- ・ 高齢者や障害者等に対する福祉サービスの充実が必要です。
- ・ 性別にかかわらず介護休業が取りやすい環境づくりが必要です。

【3】 第2次計画の取組内容からみる課題と方向性

本町では、第2次計画に基づき、啓発事業等をはじめ様々な取組を実施しています。これらの取組は、周知や啓発活動のみならず、学校教育や生涯学習部門、商工・労働部門、保健・福祉部門など、庁内横断的に取組が進められています。

本町では、第2次計画に基づいて実行しているこれらの取組について、点検や評価を行い、その進捗状況を整理することによって問題点や課題を抽出し、その後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第2次計画の「施策体系」における5つの基本方針ごとに、事業進捗状況の検証を踏まえた今後の取組の課題、方向性を整理しました。

【参考／第2次計画の施策体系】

【基本方針】	【実践方策】
1 家庭・地域における男女共同参画（男女に家庭も地域もはんぶんこ）	① 「ひと」として「個」を尊重します ② ポジティブアクションを導入します ③ 学習機会を提供します ④ 女性の地域活動への積極的な参画機会を提供します
2 職場における男女の機会均等の促進（男女に認め合える働き場）	① 企業への意識啓発を行います ② 男女共同参画社会づくりを支える各種制度の導入を促進します ③ セクシュアルハラスメントへの対応体制を確立します
3 ワーク・ライフ・バランスの実現（男女に楽しめる仕事と暮らしのバランス）	① 男女それぞれの働き方の見直しを支援します ② 企業等における勤務体制の見直しを促進します ③ 町民のライフスタイルに対応した子育て支援、介護支援の充実を図ります
4 男女共同参画をリードする人材の育成（「はんぶんこプラン」リーダーづくり）	① 地域活動をリードする女性を育成・支援します ② 男性の意識改革を促進します ③ 女性の意思決定過程への参画を促進します
5 男女間の暴力の根絶	① 地域内におけるDV、デートDV、ストーカー行為等の情報収集の充実を図ります ② 問題発生時における相談、保護などの体制を整備します

基本方針 1**家庭・地域における男女共同参画（男女に家庭も地域もはんぶんこ）****【これまでの主な取組内容】**

- 「ひと」として「個」を尊重できる意識の醸成に向けて、各種研修や講習会、まちづくりステップアップ講座などを開催しました。
- 行政施策等における女性の社会参加機会の拡大をめざし、女性の管理職登用や男性の育児休業の取得促進、会議の昼間開催などに取り組みました。
- 振興区等での男女共同参画に関する勉強会や、女性の意識改革講座、男性の料理教室、父親学級、子育て教室、男性介護教室、健康増進講座など多様な学習機会を提供しました。
- 各種地域役員の女性枠の設定や、女性部会等の組織化、地域で活動する女性を支援するネットワークの形成など、女性の地域活動への積極的な参画機会を提供しました。

今後の主な取組の方向性^注

- 安全衛生委員会や職員研修等における、ハラスメントや人権に関する研修の実施。
- 県との共催による、仕事と家庭の両立に向けた講習会や相談会の開催。
- はんぶんこ推進委員によるステップアップ講座の開催。
- 特定事業主行動計画に基づく市内の女性管理職登用や、男性の育児休業取得の促進、誰もが参加しやすい時間帯での会議等の開催促進。
- 子育てを支援する教室や講座の開催及び父親の参加促進。
- 参加しやすいサロンや居場所づくり及び地域の支援者や事業所の人材の確保。
- 「せらまちこまち」や世羅高原6次産業ネットワークの充実及び後継者の確保と育成。

注：継続して取り組む内容も含む。（以下同様。）

基本方針 2**職場における男女の機会均等の促進（男女に認め合える働き場）****【これまでの主な取組内容】**

- 商工会、JA、企業等の関係団体と連携し、職場における男女の機会均等の促進に向けた企業等への意識啓発を行いました。
- 女性管理職の登用制度の導入促進、育児休業、介護休業等の制度導入など、男女共同参画社会づくりを支える各種制度の導入を促進しました。
- 企業等におけるハラスメント対策の導入促進や、ハラスメント対策講座等の開催など、職場における各種ハラスメント対応体制の確立を啓発しました。

今後の主な取組の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ●商工会等関係機関と連携した研修の実施や情報提供の充実。 ●県主催の「わーくわくママサポート（働くことを希望する母親への相談支援）」への協力支援。 ●はんぶんこ推進会議における情報交換や情報共有及び委員研修の実施。 ●庁内の女性の管理職登用や男性の育児休業取得状況などの結果の公表。 ●庁内の安全衛生委員会や職員研修などでのワーク・ライフ・バランスや、ハラスメントについての研修の実施。 ●町広報でのハラスメントについての啓発記事の掲載。 	

基本方針3	ワーク・ライフ・バランスの実現 <small>とも</small> （男女に楽しめる仕事と暮らしのバランス）
--------------	--

【これまでの主な取組内容】

- ワーク・ライフ・バランスに関する講座などの学習機会を提供し、一人ひとりの働き方の見直しを支援しました。
- 育児・介護休業の制度化及び取得しやすい環境づくりや育児・介護休業から復帰しやすい環境づくりなど、企業等における勤務体制の見直しを促進しました。
- 保育所等の時間延長、放課後児童クラブ等子育て支援事業の充実、デイケア、高齢者短期入所など介護事業の充実など、町民のライフスタイルに対応した子育てや介護支援の充実を図りました。

今後の主な取組の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ●振休・年休の取得促進。 ●はんぶんこ推進委員による出前講座の開催。 ●働き方改革に関連する個別相談会の開催支援。 ●保育所等の保育士の確保。 ●放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携及び支援員の確保。 ●子ども家庭総合支援拠点の創設及び関係課との連携強化。 ●地域生活支援システムの運用。 ●増加する独居高齢者や高齢者世帯への対応及び介護支援事業所の人材確保。 ●多職種間の連携を強化した介護に関する相談体制の充実。 	

基本方針 4	男女共同参画をリードする人材の育成 （「はんぶんこプラン」リーダーづくり）
---------------	--

【これまでの主な取組内容】

- 地域における各種役員への女性の登用や、女性リーダー育成のための研修の開催、活躍する女性リーダーの紹介、農業の6次産業化などによる女性起業家の支援など、地域活動をリードする女性の育成、支援に努めました。
- 女性が地域活動に参加しやすい家庭環境づくり、地域組織等における女性の役割の拡大など、意識改革を促進しました。
- 各種委員会や審議会、主要団体など、女性の意思決定過程への参画を促進しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●商工会や6次産業、せらまちこまちの支援及び後継者の確保と育成。 ●地域活動における女性役員登用の促進及び課題などを情報交換できる機会の創出。 ●各種委員会の女性登用の促進及び職員への意識啓発の強化。

基本方針 5	男女間の暴力の根絶
---------------	------------------

【これまでの主な取組内容】

- 地域におけるDVやデートDV、ストーカー行為等の情報収集を図るとともに、関係機関との連携による予防体制の構築に取り組みました。
- 関係機関と連携した相談体制の構築や、広域によるシェルター整備など、問題発生時における相談、保護等の体制整備に努めました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携による情報収集の充実及び相談、保護体制の整備、充実。 ●町の広報等を活用したDV啓発記事の掲載。

第4章 計画の考え方

【1】 めざす将来像

1 基本理念

第2次計画策定後の平成27年に策定した、本町の総合計画「世羅町第2次長期総合計画」においては、目標とする町の将来像を「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと ～ひとと、歴史と、未来をつなぐ、せらのまちづくり～」と定め、世羅高原の豊かな自然と温かい触れ合いの中で、医療や介護の心配をすることなく、健康を維持しながら、自分自身の人生を謳歌できることによるまちづくりをめざしています。

第1次計画及び第2次計画においては、めざす将来像を「男女に（ともに）笑顔でわかちあおう」と定め、この理念に基づき、性別にかかわらずお互いが理解し合い、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、様々な施策を推進してきました。

本計画においては、第1次及び第2次計画におけるめざす方向を踏まえつつ、社会的背景の変化をはじめ、これまでに見えてきた継続的な課題や新たな課題、また「世羅町第2次長期総合計画」の考え方などを踏まえ、めざすまちの将来像として、改めて次のように「基本理念」を掲げます。

● 基本理念 ●

ともに笑顔で認め合い ともに活躍できる せらのまち

2 基本目標

第2次計画においては、五つの基本方針に基づきそれぞれに実践方策を組み立て、施策を推進してきました。本計画では、めざすまちの将来像として定めた「基本理念」の実現に向けて、国や県の動きや本町における社会的背景の変化、また新たな課題等を踏まえ大きく三つの「基本目標」を定めます。その「基本目標」に基づいて八つの「基本方針」を設定し、それぞれに「施策の方向」を組み立て、個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

基本目標Ⅰ 「個」を尊重しお互いを認め合うまちづくり

男女共同参画を推進するためには、その基盤として、誰もがお互いの人権を尊重し認め合う意識が重要です。しかし、アンケートやヒアリング結果をみると、社会の様々な分野において男性優遇意識が依然として根強い現状がうかがえます。

男女共同参画意識の浸透に向けて、人として「個」を尊重した意識づくりを引き続き推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。また、学校教育における人権と男女共同参画を踏まえた教育を推進するとともに、生涯学習の機会などを通じて、地域で多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できるまちづくり（女性活躍市町村推進計画）

社会のあらゆる政策・方針決定過程の場において、女性の参画を促進するとともに、女性のキャリア形成等能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。

職場においては、男女間の格差の解消や労働条件の改善など、企業等に対する男女共同参画への取組を促進します。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取組を推進し、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや子育て支援、介護支援の充実に取り組みます。また、地域活動や防災活動における男女共同参画を促進します。

基本目標Ⅱに係る取組は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍市町村推進計画」と言います。）」として位置付けます。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を、様々な機会を通じて推進するとともに、関係機関と連携し被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。これらに関連する取組を「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

性別や年齢にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現していくためには、日頃からの心身の健康づくりが大切です。生涯にわたり、誰もが健やかに過ごせるよう、健康づくりに向けた支援やきめ細かな母子保健事業を推進します。また、地域共生社会の考え方に基づく地域福祉を推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

【2】 施策体系

【基本目標】

【基本方針】

【施策の方向】

【基本目標Ⅰ】 「個」を尊重しお互いを認め合うまちづくり

【1】共に認め合う意識づくり

- 1 人として「個」を尊重する意識づくり
- 2 男女共同参画の理解促進

【2】等しく学ぶ意識づくり

- 1 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進
- 2 多様な生涯学習機会の充実

【基本目標Ⅱ】 誰もが活躍できるまちづくり（女性活躍市町村推進計画）

【3】誰もが活躍できる基盤づくり

- 1 政策・方針決定過程における女性活躍の促進
- 2 人材育成への支援

【4】働きやすい職場づくり

- 1 雇用の機会均等と働きやすい職場環境の整備促進
- 2 農業・自営業等における男女共同参画の推進

【5】仕事と生活を両立する環境づくり （ワーク・ライフ・バランスの推進）

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- 2 仕事と子育て・介護の両立への支援

【6】誰もが参画し活躍できる地域づくり

- 1 地域活動における男女共同参画の促進
- 2 防災分野における男女共同参画の推進

【基本目標Ⅲ】 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

【7】あらゆる暴力を根絶する社会づくり （DV防止市町村基本計画）

- 1 暴力を許さない意識づくり
- 2 きめ細かな相談支援体制づくり

【8】誰もが安心できるまちづくりの推進

- 1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援
- 2 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり

第5章 計画の展開

基本目標Ⅰ 「個」を尊重しお互いを認め合うまちづくり

【基本方針1】共に認め合う意識づくり

一人ひとりが「個」を尊重し、相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する意識の醸成に向けて、様々な啓発活動に取り組みます。また、誰もが男女共同参画に関心を持ち、理解を深めていけるよう啓発活動を推進します。

1 人として「個」を尊重する意識づくり

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
人権意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその立場によって差別されない環境づくりに向けて、家庭や学校、地域、職域などあらゆる場を通じて、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、ヘイトスピーチ問題、性的マイノリティ※など、様々な分野における人権意識の啓発を推進します。 	町民課各課
学びの場における人権意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの頃から、お互いを思いやる心や命の大切さ、人として「個」を尊重する意識を養うことができるよう、小中学校において人権教育の充実を図ります。また、インターネットやスマートフォンの使用における人権問題など、児童生徒に対する早い時期からの正しい理解の促進に努めます。 	学校教育課

※【マイノリティ】社会的な少数派（マイノリティ）を意味し、性的マイノリティの場合、LGBTQといった同性愛者などがこれに当たる。LGBTQはL（レズビアン／女性の同性愛者）、G（ゲイ／男性の同性愛者）、B（バイセクシュアル／両性愛者）、T（トランスジェンダー／身体と心の性が一致しない人）、Q（クエスチョニング／セクシュアリティがはっきりしない、もしくは決めたくないと思っている人）の、5つの頭文字から表現した言葉で、性の多様性を表す。

2 男女共同参画の理解促進

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
男女共同参画の理解促進	●町の広報紙やホームページ、国や県が作成するパンフレット等様々な媒体を活用して、広く町民に対して男女共同参画への理解を促進するとともに、誰もが理解しやすい内容による啓発に努めます。	企画課
固定的な性別役割分担意識の払拭	●「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方に代表される「固定的な性別役割分担意識」の払拭に向けて、様々な機会や場を通じて広く啓発を推進するとともに、町が作成する出版物等において、男女共同参画の考え方に配慮した表現に努めます。	企画課

【基本方針2】等しく学ぶ意識づくり

次代を担う子ども一人ひとりが、その個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育・保育の充実を図るとともに、学校のみならず、家庭や地域、職場などあらゆる場を通じて、男女共同参画を学ぶ機会の充実に努めます。

1 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
保育所・認定こども園や学校における理解促進	●保育士・保育教諭や学校の教職員における人権研修等の機会を通じ、男女共同参画についての理解に努めるとともに、保護者や関係機関と連携し、子ども一人ひとりの「個」を大切にす教育・保育の推進を図ります。	子育て支援課 学校教育課

2 多様な生涯学習機会の充実

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
講座等の開催による啓発	●「まちづくりステップアップ講座」や「地域人権講座」等、地域において誰もが参加しやすい講座や講演会など、様々な機会や場を通じて男女共同参画に関する啓発を推進します。	企画課 社会教育課

基本目標Ⅱ**誰もが活躍できるまちづくり(女性活躍市町村推進計画)****【基本方針3】誰もが活躍できる基盤づくり**

政策や方針決定過程の場において、女性の参画機会が充実し、その個性と能力を十分に発揮できるよう企業等へ働き掛けるとともに、庁内においても、審議会や委員会等における女性委員選任割合の向上等を図ります。また、男女共同参画を推進する女性リーダーの育成に努めます。

1 政策・方針決定過程における女性活躍の促進

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
政策・方針決定過程における女性参画の促進	●政策・方針決定過程における女性の参画が進むよう、町の広報紙やホームページ等様々な機会や場を通じて啓発を推進するとともに、各種団体の女性リーダーなど、人材の発掘、把握に努めます。	企画課
企業等への啓発	●町内企業等の職域において、積極的改善措置（ポジティブアクション）についての理解の促進をはじめ、政策・方針決定過程における女性の参画促進に向けて啓発を推進します。	商工観光課
女性委員の登用促進	●町の政策・方針決定過程の場である、審議会や委員会等における女性委員選任割合の向上に努めます。	各課
女性の管理職登用等の促進	●本町の「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職登用や男性職員の育児休業取得の促進に取り組むとともに、定期的に結果を公表します。	総務課

2 人材育成への支援

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
キャリア形成等に関する情報提供	●女性のキャリア形成や起業に関する必要な知識など、能力開発につながる情報提供等に努めます。	商工観光課
地域における人材の育成	●男女共同参画を促進する人材の育成に向けて、地域における講座や研修会等の内容の充実を図り、多くの町民に参加してもらえるよう周知するとともに、情報提供に努めます。	企画課
職員の人材育成	●町職員における能力開発及び専門的スキル形成のための研修等への参加を促進し、職員の意識向上に努めます。	総務課 各課

【基本方針4】働きやすい職場づくり

雇用の場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業等への啓発を充実するとともに、各種ハラスメント防止対策など、働きやすい職場環境の整備を促進します。また、農業や自営業等における男女共同参画を促進するため、家族経営協定締結の働き掛けや情報提供に努めます。

1 雇用の機会均等と働きやすい職場環境の整備促進

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
働きやすい職場づくりの促進	●商工会や企業等と連携して、女性の働きやすい職場づくりやスキルアップのための研修、講座の開催、県主催の「わ〜くわ〜くママサポート（働くことを希望する母親の相談支援）」等の支援を行うとともに、助成制度や労働条件の向上に関する情報提供及び啓発に努めます。	商工観光課
ハラスメント防止対策	●職場等におけるセクシュアルハラスメント等、各種ハラスメントの防止に向けて、情報提供や啓発に努めます。	商工観光課

2 農業・自営業等における男女共同参画の推進

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
家族経営協定の締結促進	●農業経営者を対象として、家族農業経営における各世帯員の役割分担や就業条件などに関して取り決める、「家族経営協定」の周知及び理解を促進し、家族労働者の地位向上を促進します。	産業振興課
働きやすい職場環境づくりの促進	●農業や商工自営業において、男女が共に働きやすい環境の整備促進を図るため、男女共同参画に関する必要な情報提供に努めます。	産業振興課 商工観光課
女性起業家等への研修等の支援	●農業の6次産業化による女性起業家への研修等の支援をはじめ、研修等に必要な情報提供に努めます。	商工観光課

【基本方針5】仕事と生活を両立する環境づくり（ワーク・ライフ・バランスの推進）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供や意識啓発に努め、男性が家事や育児、介護をすることへの理解や意識改革を促進するとともに、子育てや介護支援体制等の充実を図ります。

1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
学習機会の充実	●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けて、「はんぶんこ推進委員による出前講座」をはじめ、ワーク・ライフ・バランスに関する学習機会の充実を図ります。	企画課
企業等に対する理解促進	●誰もが仕事と家庭生活を両立できるよう、企業等に対して、多様な働き方の導入や時間外労働の抑制、育児休業や介護休業制度に関する情報提供など、ワーク・ライフ・バランスの具体的な進め方やその効果に関する情報の提供に努めます。 ●企業等に対して、子育てや介護に理解と協力が得られる職場環境づくりを促進するための啓発に努めます。	商工観光課 産業振興課

2 仕事と子育て・介護の両立への支援

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
父親の育児への参加促進	●両親を対象としたマタニティ教室や育児相談、講座等を開催し、父親の育児への参加を促進します。	子育て支援課
子育て支援の充実	●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けて、「世羅町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域全体で子育てを支える協働の考え方の普及と、施策の充実に努めます。	子育て支援課
介護サービス等の充実	●「世羅町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する多様な支援サービスを提供し、介護に直面しても仕事と介護を両立できる環境の整備に努めます。	福祉課

【基本方針6】誰もが参画し活躍できる地域づくり

地域おこしやまちづくりなどの地域活動において、女性役員の登用促進や誰もが参加しやすい環境づくりを促進するとともに、女性の視点を踏まえた防災活動の促進を図ります。

1 地域活動における男女共同参画の促進

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
女性役員の登用促進	●地域活動の場における女性役員の登用について、自治センター長会議等で情報交換を行い、登用を促進するとともに、毎年行われる男女共同参画状況調査時に啓発を行います。	企画課
地域における理解の促進	●ボランティアやNPO団体など地域で活動する関係団体と連携し、誰もが参加しやすい地域活動を促進するとともに、生涯学習の機会等を通じて、男女共同参画についての理解の促進に努めます。	企画課
地域活動における男女共同参画の推進	●住民主体の地域おこし活動やまちづくり活動において、性別等にかかわらず、誰もが参加、参画しやすい環境づくりに努めます。	企画課

2 防災分野における男女共同参画の推進

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
防災分野における男女共同参画の推進	●地域の防災活動に、性別にかかわらず、誰もがそれぞれの役割を尊重しながら取り組めるよう啓発するとともに、男女共同参画の考え方を踏まえた防災体制の構築をめざします。	総務課 企画課
避難所運営における配慮	●避難所の運営等において、女性の視点を取り入れた体制の整備を促進します。	総務課 企画課

基本目標Ⅲ**誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり****【基本方針7】あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）**

DVやデートDV、虐待、インターネットやスマートフォンの普及に伴う暴力の形態の多様化等を見据え、様々な機会や場を通じて、幅広い年齢層を対象に、いかなる暴力も許さないという意識づくりを推進します。また、関係機関と連携して、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実を図ります。

1 暴力を許さない意識づくり

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
DV防止に向けた啓発の推進	●若い年齢層から高齢者まで、あらゆる世代を対象としてDVやデートDV、ストーカー行為、性犯罪、虐待等「あらゆる暴力の防止」に向けた意識の醸成に向けて、町の広報紙やホームページ等をはじめ様々な機会や場を通じて啓発に取り組むとともに、県や関係機関との連携により、暴力防止対策を推進します。	福祉課
出版物等における表現への配慮	●町の広報紙やホームページをはじめ、町が作成する出版物等において、男女共同参画の考え方に配慮した表現に努めます。	企画課

2 きめ細かな相談支援体制づくり

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
DV相談窓口等の周知、情報提供	●町の広報紙やホームページ等、様々な機会や場を通じてDVの相談窓口に関する情報提供の充実に努めます。また、関係機関との連携を強化し、専門的知識を有する相談員の確保に努めるとともに、相談機能の充実を図ります。	福祉課
DV被害者への支援	●関係機関との連携を強化し、DV被害者に対する相談体制や相談窓口の整備を図るとともに、DV被害者の状況に応じたきめ細かな保護や自立支援の充実など、DV対策に努めます。	福祉課

【基本方針8】誰もが安心できるまちづくりの推進

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生活することは、男女共同参画社会の形成に向けた前提と言えます。また、誰もが社会で活躍するためには、心身ともに健康であることが重要です。そのため、一人ひとりの健康を生涯にわたり包括的に支援する取組や、男女の身体的性差に応じた健康づくりを支援する取組が必要です。

生涯にわたって、誰もが健康な生活を続けられるよう「健康増進計画（健康せら21）第2次」等の健康づくり指針に基づき、ライフステージに応じた健康支援を推進します。また、妊娠から出産、子育てに至るまで切れ目ない母子保健の充実に取り組みます。

高齢者や障害のある人、ひとり親家庭や生活困難世帯など支援を必要とする人、また、そのような立場の人が女性である場合、更に複合的に困難な状況に置かれている場合もあり、人権尊重の観点からの配慮が必要です。そのため、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの充実を図り、地域での見守り活動や支援活動を促進します。

1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
生涯にわたる健康づくりの推進	●「世羅町健康増進計画（健康せら21）」に基づき、性別にかかわらず、誰もが生涯にわたり心身共に健康に過ごせるよう、ライフステージに応じた生活習慣の確立や住民主体の健康づくりを推進します。	健康保険課
母子保健事業の推進	●母子健康手帳交付時やマタニティ教室等の機会を通じて、子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産期における母親と子どもの健康を確保するための支援を継続して行います。	子育て支援課
児童生徒への健康支援	●思春期における児童生徒の身体や心の悩みについて、スクールカウンセラーや教育相談員等による安心して相談できる環境づくりをはじめ、性や健康に関する正しい知識を身に付けることができるよう、発達段階に応じた健康教育を充実します。 ●児童生徒のインターネットゲームの依存症防止や、いじめにつながるような無料通信アプリの制限等、情報モラルやインターネットの安全、安心な利用について指導する等、心の健康を支援します。	学校教育課 子育て支援課

2 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり

施策名	具体的施策の内容	主な担当課
福祉サービスの充実	●地域における高齢者や障害者、生活困難世帯など支援を必要とする人が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、地域での見守り活動や支援活動を促進します。	福祉課
ひとり親家庭への支援	●ひとり親家庭の自立促進に向けて、相談支援体制の充実を図るとともに、家庭の状況に応じた子育てや就業などの支援をはじめ、ひとり親家庭等医療費の助成など経済的支援を行います。	子育て支援課 健康保険課

第6章 計画の推進に当たって

【1】 計画の推進体制

1 庁内連携体制の充実

男女共同参画の施策は、周知や啓発のみならず人権、子育て、教育、労働、保健、福祉など行政のあらゆる事業分野に関わりがあります。

本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携し、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。また、次世代育成支援の推進並びに女性の職業生活における活躍の推進に向けて策定している、本町の「特定事業主行動計画」に基づき、長時間労働の是正などの働き方改革や男性職員の育児参画の促進など、庁内横断的に様々な取組を推進します。

2 世羅町はんぶんこプラン推進会議

男女共同参画に関する知見者や関連団体、組織の関係者などから構成される「世羅町はんぶんこプラン推進会議」において、本計画の実施状況の報告や男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、適宜、施策への反映に努めます。

【2】 計画の周知及び点検・評価

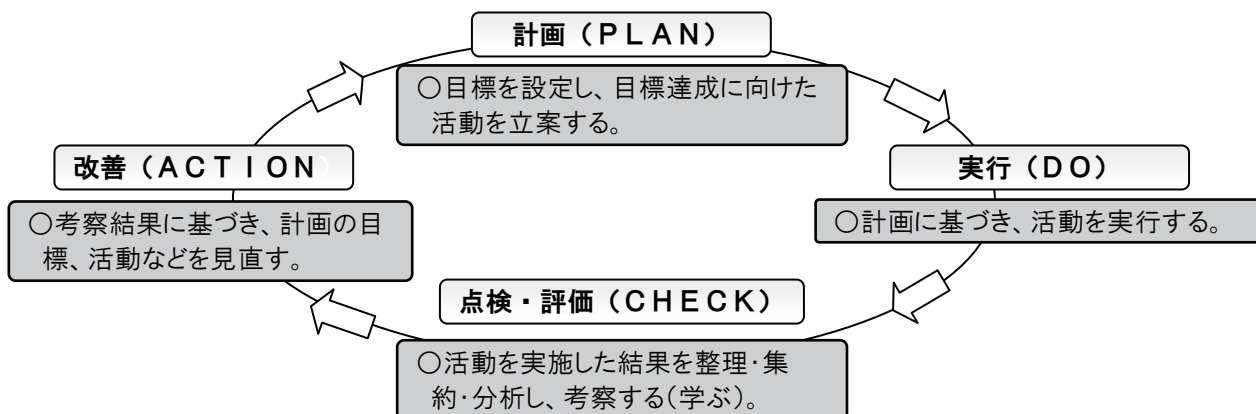
1 計画の公表、町民意見の反映

本計画は、行政と町民、企業、各種関係団体等との連携と協働による推進が重要です。そのため、町の広報紙やホームページをはじめ多様な媒体を活用し、取組内容や事業の進捗状況について広く周知を図ります。また、適宜、町民の意見等を把握し、町民の目線を生かした施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、庁内関係各課においてP D C Aサイクルに基づく進行管理を踏まえ、定期的に取り組内容の点検・評価を行い、進捗状況を把握し常に改善を図ります。

【P D C Aサイクルのプロセスイメージ】



【3】	数値目標
------------	-------------

	現状値 令和元年度	目標値 令和6年度	把握方法
1 社会全体における平等意識 「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合	9.1%	20%以上	町民 アンケート
2 審議会等委員に占める女性比率(地方自治法第202条の3に基づく審議会等 ^{※1} 委員の女性比率)	27.8% ^{※2}	30%以上	庁内資料
3 職場(仕事の間)における平等意識 「職場(仕事の間)」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合	38.3%	40%以上	町民 アンケート
4 消防団員に占める女性の割合	1.2% ^{※3}	1.5%以上	庁内資料
5 町民の育児休業取得率	男性 4.5% 女性 42.2%	増やす	町民 アンケート
6 DV被害について「自分が被害を受けたことがある」割合	男性 0.0% 女性 10.9%	男性 維持 女性 減らす	町民 アンケート

※1 普通地方公共団体の執行機関の附属機関

※2 平成31年4月現在

※3 令和2年1月現在

資料編

1 世羅町はんぶんこプラン推進会議要綱

平成23年5月30日告示第181号

改正 平成24年12月21日告示第261号

世羅町はんぶんこプラン推進会議要綱

(設置)

第1条 世羅町男女共同参画行動計画(以下「はんぶんこプラン」という。)の円滑な推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指したまちづくりを推進するため、世羅町はんぶんこプラン推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌し、その結果を町長に提言するものとする。

- (1) はんぶんこプランの実施及び進捗状況の調査に関すること。
- (2) 男女共同参画社会形成のために必要な諸施策の調査研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 町長は、委員の委嘱に当たり、男女の人数が均衡するよう配慮するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成24年12月21日告示第261号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 世羅町はんぶんこプラン推進会議委員名簿

世羅町はんぶんこプラン推進会議要綱第3条第1項及び第2項に規定する者
(任期：令和元年9月1日から令和3年8月31日までの2年間)

番号	委員名	所属団体等	備考
1	米重 典子	世羅町議会議員	会長
2	生田 そのえ	世羅町人権擁護委員	
3	越本 久美	世羅町で楽しい子育てを考える会	
4	掛 茂樹	黒川地区振興協議会（黒川自治センター）	
5	小迫田 治美	世羅高等学校	
6	立田 祐智	世羅町商工会	
7	新井 一	尾道市農業協同組合世羅西支店	
8	橘高 智子	世羅町社会福祉協議会	

3 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取

扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての

基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必

要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年法律第 64 号
最終改正 令和元年法律第 24 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県

の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法24・一部改正)

第2節 一般事業主行動計画等

(令元法24・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍

の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に

同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法 2 4 ・ 一部改正)

(認定の取消し)

第 1 1 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

(1) 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第 1 2 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 4 7 年法律第 1 1 3 号)第 1 3 条の 2 に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 7 6 号)第 2 9 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法 2 4 ・ 追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第 1 3 条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第 8 条第 1 項及び第 7 項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法 2 4 ・ 追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第 1 4 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第 1 0 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法 2 4 ・ 追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 1 5 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 2 条の認定を取り消すことができる。

(1) 第 1 1 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。

(2) 第 1 2 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第 1 3 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第 1 2 条の認定を受けたとき。

(令元法 2 4 ・ 追加)

(委託募集の特例等)

第 1 6 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 3 0 0 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 2 2 年法律第 1 4 1 号)第 3 6 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 3 7 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 3 9 条、第 4 1 条第 2 項、第 4 2 条第 1 項、第 4 2 条の 2、第 4 8 条の 3 第 1 項、第 4 8 条の 4、第 5 0 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 1 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 4 0 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 5 0 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 3 7 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 1 6 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする

者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求められることができる。

(平29法14・一部改正、令元法24・旧第12条繰下・一部改正)

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法24・旧第13条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法24・旧第14条繰下)

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職

員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法24・旧第15条繰下)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法24・旧第16条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両

立に資する勤務環境の整備に関する実績
(令元法 2 4・旧第 1 7 条繰下・一部改正)

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第 2 2 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法 2 4・旧第 1 8 条繰下)

(財政上の措置等)

第 2 3 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法 2 4・旧第 1 9 条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第 2 4 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法 2 4・旧第 2 0 条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第 2 5 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法 2 4・旧第 2 1 条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第 2 6 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収

集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法 2 4・旧第 2 2 条繰下)

(協議会)

第 2 7 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 2 2 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 2 2 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法 2 4・旧第 2 3 条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第 2 8 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法 2 4・旧第 2 4 条繰下)

(協議会の定める事項)

第 2 9 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法 2 4・旧第 2 5 条繰下)

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 3 0 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法24・旧第26条繰下・一部改正)

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法24・追加)

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法24・旧第27条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法24・旧第28条繰下)

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(令元法24・旧第29条繰下・一部改正)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法24・旧第30条繰下・一部改正)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

(令元法24・旧第31条繰下・一部改正)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、

若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者
(平29法14・一部改正、令元法24・旧第32条繰下・一部改正)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法24・旧第33条繰下・一部改正)

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(令元法24・旧第34条繰下・一部改正)

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法24・一部改正)

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成29年3月31日法律第14号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び (3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況に

ついて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13年法律第31号
最終改正 令和元年法律第46号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた
取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済
が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者から
の暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が
困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個
人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を
保護するための施策を講ずることが必要である。このこと
は、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会
における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴
力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定す
る。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配
偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻
撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。
以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及
ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身
体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者から
の身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚
をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、
当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対す
る暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力
を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻
関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同
様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止
するとともに、被害者の自立を支援することを含め、
その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及
び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において

「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
（以下この条並びに次条第1項及び第3項において
「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第
1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本
計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議
しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと
きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府
県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この
条において「都道府県基本計画」という。）を定めな
なければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に
即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町
村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この
条において「市町村基本計画」という。）を定めるよ
う努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村
基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、こ
れを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基
本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言
その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった

と認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福

社事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えら

れることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその親族等

に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身近につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事

実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、

保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限

り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて運用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。）に違反した者は、1年以下の懲

役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成16年法律第64号]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成19年法律第113号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 [平成25年法律第72号] [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 [平成26年法律第28号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 [令和元年法律第46号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(2) 第2条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(3) 第2条中児童福祉法第12条の改正規定(同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。)及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

第3次 はんぶんこプラン
～ 世羅町男女共同参画行動計画 ～
令和2年3月

発 行／広島県世羅町

問 合 せ 先／世羅町（企画課）

〒722-1192 世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1

TEL (0847) 22-3206

FAX (0847) 22-2768
